

指定障害児通所支援事業者等に対する集団指導

③報酬等に関すること

平成27年3月23日

岡山県保健福祉部障害福祉課



○サービス提供時の報酬の算定

- 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援を提供した際の報酬の額は、「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年3月14日厚生労働省告示第122号）別表の障害児通所給付費単位数表により算定する単位数に「厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成24年厚生労働省告示第128号）」を乗じて得た額となる。
- 指定障害児入所支援を提供した際の報酬の額については、「児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年3月14日厚生労働省告示第123号）」により同様の計算を行う。
- 具体的には、単位数に10円を乗じて得た額にサービス提供事業所が所在する地域区分に応じた割合を乗じて得た額を乗じて得た額となる。
- 地域区分については、平成27年4月1日時点で、岡山市以外は「その他」となる。（変更なし）
- また、平成27年4月1日時点で岡山市は12級地となる。（現行は7級地。上乘せ割合の変更はなく3%のみ）

○加算の算定期

- 届出に係る加算等（算定される単位数が増えるものに限る。以下同じ。）については、利用者や指定特定相談支援事業者等に対する周知期間を確保する観点から、届出が毎月15日以前になされた場合には翌月から、16日以降になされた場合には翌々月から、算定を開始するものとなる。

※県においては、各事業所（障害児入所施設以外）の加算情報を国保連合会へ報告することとなり、県の事業者台帳と事業者の請求情報、市町村の受給者台帳の突合が行われるので、届出については厳重に行うようお願いしたい。

○事後調査等で届出時点において要件に合致していないことが判明した場合の取扱い

- 事後調査等により、届出時点において要件に合致していないことが判明し、所要の指導の上、なお改善が見られない場合は、当該届出は無効となるものであること。この場合、当該届出に関してそれまで受領していた給付費等は不当利得になるので返還措置を講ずることは当然であるが、不正・不当な届出をした指定障害福祉サービス事業者等に対しては、厳正な指導を行い、不正・不当な届出が繰り返し行われるなど悪質な場合には、指定の取消しをもって対処することになる。

- また、改善が見られた場合においても、要件に合致するに至るまでは、当該加算等は算定しないことはもちろん、要件に合致していないことが判明した時点までに当該加算等が算定されていた場合は、不当利得になるので返還措置を講ずることとなる。

※請求における計算ミス等単純なものについては、過誤請求の手続となるため、あらかじめ市町村へ過誤申立ての連絡をした上で手続を行うこと。

○加算等が算定されなくなる場合の届出の取扱い

- 指定障害児通所支援事業所等の体制について加算等が算定されなくなる状況が生じた場合又は加算等が算定されなくなるが明らかない場合は、速やかにその旨を届け出ること。なお、この場合は、加算等が算定されなくなった事実が発生した日から加算等の算定を行わないものとする。また、この場合において届出を行わず、当該加算について請求を行った場合は、不正請求となり、支払われた給付費等は不当利得となるので返還措置を講ずることになるが、悪質な場合には指定の取消しをもって対処することとなる。

○利用者に対する利用料の過払い分の返還

- 不当利得分を市町村へ返還することとなった指定通所支援事業所等においては、市町村への返還と同時に、返還の対象となった給付費等に係る利用者が支払った利用料の過払い分を、それぞれの利用者へ返還金に係る計算書を付して返還すること。その場合、返還に当たっては利用者から受領書を受け取り、当該指定障害児通所支援事業所等において保存しておくこと。

○算定上における端数処理について

- 単位数算定の際の端数処理
単位数の算定については、基本となる単位数に加減算の計算(何らかの割合を乗ずる計算に限る)を行う度に、小数点以下の端数処理(四捨五入)を行う。つまり、絶えず整数値に割合を乗じていく計算となる。
※サービスコードについては、加算等を加えて一体型の合成コードとして作成しており、その合成単位数は、既に端数処理をした単位数(整数値)である。
(例) 児童発達支援センター(利用定員40人以下で917単位)
 - ・ 地方公共団体が設置する施設の場合 所定単位数の965/1000
 - ・ 917×0.965=884.905 → 885単位
 - ・ 定員超過利用による減算がかかる場合 所定単位数の70/100
 - ・ 885×0.7=619.5 → 620単位
 - ※ 917×0.965×0.7=619.4335として四捨五入するのではない。

■ 金額換算の際の端数処理

算定された単位数から金額に換算する際に生ずる1円未満(小数点以下)の端数については、「切り捨て」とする。

(例) 前記の事例で、このサービスを月に22回提供した場合(地域区分は7級地)

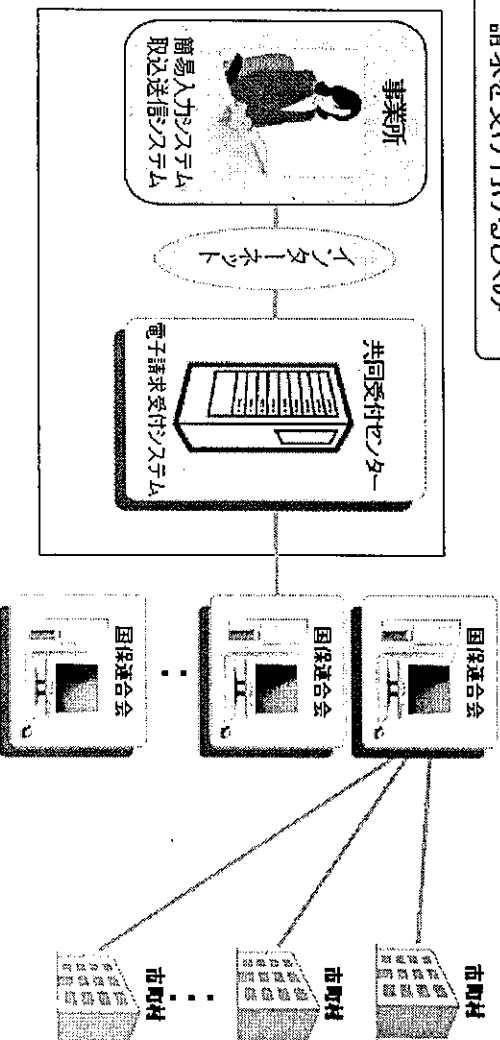
- ・ 620単位×22回=13,640単位
- ・ 13,640単位×10.19円/単位=138,991.6円 → 138,991円

電子請求システム

○電子請求システム（支払等システム）について

- ◎インターネット利用による請求
 - 請求情報の作成および送信は、簡易入力システムを使用する。
※請求情報の作成は市販の事業所業務管理ソフトウェア(他システム)を使用することもできる。この場合は、他システムで作成した請求情報を取り込み、送信を行う取込送信システムを使用する。
 - 事業所がインターネットで送信した請求情報は、電子請求受付システムを経由して国保連合会に送信される。
 - 国保連合会では請求情報を処理し、市町村による審査の後、作成された支払額決定通知書等の通知情報(データ/PDF)をインターネットで事業所宛に送信する。

請求を受け付けるしくみ



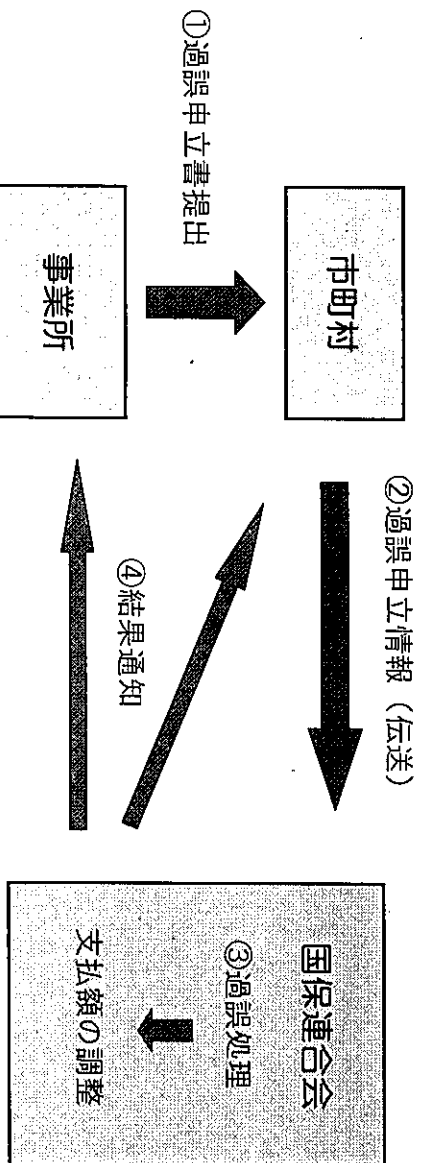
○請求の流れ②

- ② 受付／形式チェック
提出された請求情報については、電子請求受付システムで形式チェックを行い、内容にエラーがあれば到達確認画面にエラー表示される。
- ③ 請求情報の修正・再送信
形式チェックでエラーとなった情報の確認、誤りを修正した後、国保連(電子請求受付システム)に再送信する。
- ④ 受付点検・資格点検・支給量点検
国保連は受付点検等を行い、市町村審査用資料及び点検済情報を作成し市町村へ送付。
- ⑤ 審査
市町村は審査を行い、審査結果を国保連へ送信。
- ⑥ 返戻処理
市町村の審査結果資料情報により、返戻が発生した場合、事業所等へ返戻通知情報を送信する。(審査月の月末頃に電子請求受付システムの照会一覧画面より確認可能)
- ⑦ 通知文書取得
国保連(電子請求受付システム)から返戻通知情報を受信(ダウンロード)する。
- ⑧ 支払処理
市町村の審査結果資料情報に基づき事業所等へ支払決定額通知書情報等を送信。支払決定通知書に基づき、15日に指定口座へ振り込み。(土日祝日の場合は翌営業日)
- ⑨ 通知文書取得
国保連(電子請求受付システム)から支払決定額通知書情報等を受信(ダウンロード)する。

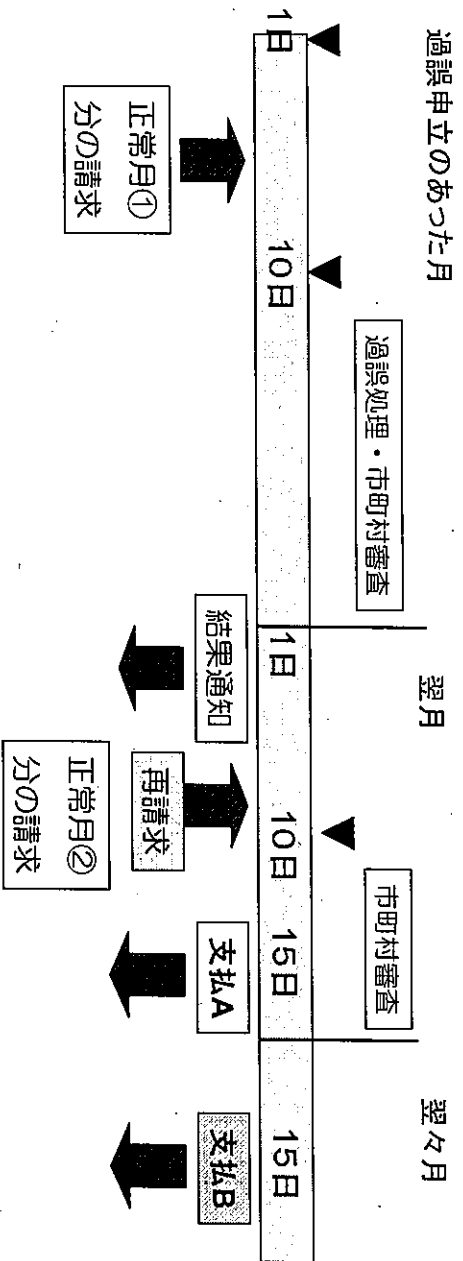
○過誤処理について

- 請求内容の誤りによる返戻であった場合、当該明細書の修正を行い、**国保連合会に再請求**を行う。(請求明細書の誤りで返戻となり、再請求を行う場合、請求明細書に対応するサービス提供実績記録票も合わせて再提出する必要がある。)
また、市町村から国保連合会に送る台帳の誤りによる返戻の場合、市町村に対し台帳の修正を依頼し、その後、国保連合会に再請求を行う。

- **過誤申し立ての依頼について**
事業所等は、請求明細書等の記載誤り等によって、実際のサービス提供実績とは異なる金額の支払いが行われた場合、介護給付費・訓練等給付費の取下げを行う(支払決定済みの請求のみ取り下げ可能)。取り下げを行う場合、**市町村にその旨を連絡し、国保連合会に過誤申し立てを行うよう依頼する。**



○通常過誤の請求・支払のスケジュール



※支払A……正常月①分の支払から過誤処理分を差引いた金額が支払われる。

※支払B……正常月②分と再請求分を足した金額が支払われる。

このほかに、請求額より過誤額が多い等、市町村の判断により同月過誤（正常月分と再請求分の合計金額から過誤処理分を差引いた金額を支払う。）が行うことが出来ます。

【支払等システムに関する問い合わせ先】
 岡山県国民健康保険団体連合会 介護保険課 障害者自立支援
 TEL：086-223-9110
 <受付時間>
 平日 8:30～17:15（12:00～13:00は除く）

※請求時の「エラー」及び「警告」発生減少のため、適正な算定及び請求手続をお願いします。

地域区分の見直しについて

障害児の地域区分の見直しについて

<現行>

地域割り		8区分							
上乗せ割合		1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
			18%	15%	12%	10%	8%	6%	3%
対象地域	官署所在地	国家公務員の地域手当支給地域							
	官署が所在しない地域等	<ul style="list-style-type: none"> ・上記の対象地域に三方以上囲まれている地域（首都圏、近畿圏内で、市に限る）（※上乗せ割合は、周辺の対象地域の区分を参考とし、独自に設定） ・以前官署が所在した地域（※上乗せ割合は、従前の区分と同様） 							
対象とする市町村の区域の時期		平成18年4月1日							

<見直し後>

8区分							
1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
20%	16%	15%	12%	10%	6%	3%	0%
国家公務員の地域手当支給地域							
<ul style="list-style-type: none"> ・上記の対象地域に三方以上囲まれている地域（首都圏、近畿圏内で、市に限る）（※上乗せ割合は、周辺の対象地域の区分を参考とし、独自に設定） ・以前官署が所在した地域（※上乗せ割合は、従前の区分と同様） 							
平成27年4月1日							

* 上乗せ割合が変動する地域については、平成27年度～29年度にかけて段階的に引き上げ、平成30年度から完全施行。

●地域区分の見直しによる報酬1単位単価の見直し

〔見直し後の1単位単価〕【現行と平成30年度以降】

<現行>

		1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他		
		18%	15%	12%	10%	8%	6%	3%	0%		
児童発達支援	児童発達支援センターの場合	11.12円	10.93円	10.74円	10.62円	10.50円	10.37円	10.19円	10円		
	児童発達支援センター以外の指定児童発達支援事業所の場合	11.08円	10.90円	10.72円	10.60円	10.48円	10.36円	10.18円	10円		
	主たる対象が重症心身障害児の場合	11.37円	11.14円	10.91円	10.76円	10.61円	10.46円	10.23円	10円		
	医療型児童発達支援(含:指定発達支援医療機関)	10円									
放課後等サービス	重症心身障害児以外の障害児の場合	11.08円	10.90円	10.72円	10.60円	10.48円	10.36円	10.18円	10円		
	主たる対象が重症心身障害児の場合	11.37円	11.14円	10.91円	10.76円	10.61円	10.46円	10.23円	10円		
	保育所等訪問支援	11.12円	10.93円	10.74円	10.62円	10.50円	10.37円	10.19円	10円		
福祉型 障害児入所支援	知的障害児の場合	併設する施設が主たる施設の場合	11.00円	10.84円	10.67円	10.56円	10.45円	10.33円	10.17円	10円	
		当該施設が主たる施設の場合又は単独施設の場合	11.12円	10.93円	10.74円	10.62円	10.50円	10.37円	10.19円	10円	
	自閉症児の場合		11.10円	10.92円	10.73円	10.61円	10.49円	10.37円	10.18円	10円	
	盲ろうあ児の場合	盲児	併設する施設が主たる施設の場合	10.99円	10.83円	10.66円	10.55円	10.44円	10.33円	10.17円	10円
			当該施設が主たる施設の場合又は単独施設の場合	11.11円	10.93円	10.74円	10.62円	10.49円	10.37円	10.19円	10円
		ろうあ児	当該施設が主たる施設の場合	11.08円	10.90円	10.72円	10.60円	10.48円	10.36円	10.18円	10円
			当該施設が単独施設の場合	11.11円	10.93円	10.74円	10.62円	10.49円	10.37円	10.19円	10円
	併設する施設が主たる施設の場合		11.16円	10.97円	10.77円	10.64円	10.52円	10.39円	10.19円	10円	
	肢体不自由児の場合		11.10円	10.92円	10.73円	10.61円	10.49円	10.37円	10.18円	10円	
	医療型(含:指定発達支援医療機関)	自閉症児の場合		10円							
肢体不自由児の場合		10円									
重症心身障害児の場合		10円									
障害児相談支援		11.08円	10.90円	10.72円	10.60円	10.48円	10.36円	10.18円	10円		

<平成30年度以降>

		1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他		
		20%	16%	15%	12%	10%	6%	3%	0%		
児童発達支援	児童発達支援センターの場合	11.24円	10.99円	10.93円	10.74円	10.62円	10.37円	10.19円	10円		
	児童発達支援センター以外の指定児童発達支援事業所の場合	11.20円	10.96円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円		
	主たる対象が重症心身障害児の場合	11.52円	11.22円	11.14円	10.91円	10.76円	10.46円	10.23円	10円		
	医療型児童発達支援(含:指定発達支援医療機関)	10円									
放課後等サービス	重症心身障害児以外の障害児の場合	11.20円	10.96円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円		
	主たる対象が重症心身障害児の場合	11.52円	11.22円	11.14円	10.91円	10.76円	10.46円	10.23円	10円		
	保育所等訪問支援	11.24円	10.99円	10.93円	10.74円	10.62円	10.37円	10.19円	10円		
福祉型 障害児入所支援	知的障害児の場合	併設する施設が主たる施設の場合	11.12円	10.90円	10.84円	10.67円	10.58円	10.33円	10.17円	10円	
		当該施設が主たる施設の場合又は単独施設の場合	11.24円	10.99円	10.93円	10.74円	10.62円	10.37円	10.19円	10円	
	自閉症児の場合		11.22円	10.98円	10.92円	10.73円	10.61円	10.37円	10.18円	10円	
	盲ろうあ児の場合	盲児	併設する施設が主たる施設の場合	11.10円	10.88円	10.83円	10.66円	10.55円	10.33円	10.17円	10円
			当該施設が主たる施設の場合又は単独施設の場合	11.24円	10.99円	10.93円	10.74円	10.62円	10.37円	10.19円	10円
		ろうあ児	当該施設が主たる施設の場合	11.20円	10.96円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円
			当該施設が単独施設の場合	11.24円	10.99円	10.93円	10.74円	10.62円	10.37円	10.19円	10円
	併設する施設が主たる施設の場合		11.28円	11.02円	10.97円	10.77円	10.64円	10.39円	10.19円	10円	
	肢体不自由児の場合		11.22円	10.98円	10.92円	10.73円	10.61円	10.37円	10.18円	10円	
	医療型(含:指定発達支援医療機関)	自閉症児の場合		10円							
肢体不自由児の場合		10円									
重症心身障害児の場合		10円									
障害児相談支援		11.20円	10.96円	10.90円	10.72円	10.60円	10.36円	10.18円	10円		

〔各サービスの1単位の単価〕

＜平成27年度＞

サービス名		1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	8級地	9級地	10級地	11級地	12級地	13級地	14級地	その他	
		1級地-1級地	2級地-2級地 2級地-3級地	3級地-2級地 3級地-3級地	3級地-4級地	4級地-3級地	4級地-4級地 4級地-3級地	6級地-4級地	6級地-5級地	6級地-6級地	7級地-5級地	7級地-6級地	7級地-7級地	その他-6級地	その他-7級地	その他-7級地	その他-7級地
		18.00%	15.00%	13.00%	12.00%	11.00%	10.00%	8.00%	7.00%	6.00%	5.00%	4.00%	3.00%	2.00%	1.00%	0.00%	
児童発達支援	児童発達支援センターの場合	11.12円	10.93円	10.81円	10.74円	10.68円	10.62円	10.50円	10.43円	10.37円	10.31円	10.25円	10.19円	10.12円	10.06円	10円	
	児童発達支援センター以外の指定児童発達支援事業所の 場合	11.08円	10.90円	10.78円	10.72円	10.66円	10.60円	10.48円	10.42円	10.36円	10.30円	10.24円	10.18円	10.12円	10.06円	10円	
	主たる対象が重症心身障害児の場合	11.37円	11.14円	10.99円	10.91円	10.84円	10.76円	10.61円	10.53円	10.46円	10.38円	10.30円	10.23円	10.15円	10.08円	10円	
医療型児童発達支援(含:指定発達支援医療機関)		10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	
放課後等デイサービス	重症心身障害以外の障害児の場合	11.08円	10.90円	10.78円	10.72円	10.66円	10.60円	10.48円	10.42円	10.36円	10.30円	10.24円	10.18円	10.12円	10.06円	10円	
	主たる対象が重症心身障害児の場合	11.37円	11.14円	10.99円	10.91円	10.84円	10.76円	10.61円	10.53円	10.46円	10.38円	10.30円	10.23円	10.15円	10.08円	10円	
保育所等訪問支援		11.12円	10.93円	10.81円	10.74円	10.68円	10.62円	10.50円	10.43円	10.37円	10.31円	10.25円	10.19円	10.12円	10.06円	10円	
福祉型障害児入所施設	知的障害児の場合	併設する施設が主たる施設の場合	11.00円	10.84円	10.73円	10.67円	10.62円	10.56円	10.45円	10.39円	10.33円	10.28円	10.22円	10.17円	10.11円	10.06円	10円
		当該施設が主たる施設の場合又は 単独施設の場合	11.12円	10.93円	10.81円	10.74円	10.68円	10.62円	10.50円	10.43円	10.37円	10.31円	10.25円	10.19円	10.12円	10.06円	10円
	自閉症児の場合		11.10円	10.92円	10.79円	10.73円	10.67円	10.61円	10.49円	10.43円	10.37円	10.31円	10.24円	10.18円	10.12円	10.06円	10円
	盲児の場合	併設する施設が主たる施設の場合	10.99円	10.83円	10.72円	10.66円	10.61円	10.55円	10.44円	10.39円	10.33円	10.28円	10.22円	10.17円	10.11円	10.06円	10円
		当該施設が主たる施設の場合又は 単独施設の場合	11.11円	10.93円	10.81円	10.74円	10.68円	10.62円	10.49円	10.43円	10.37円	10.31円	10.25円	10.19円	10.12円	10.06円	10円
	ろうあ児の場合	当該施設が主たる施設の場合	11.08円	10.90円	10.78円	10.72円	10.66円	10.60円	10.48円	10.42円	10.36円	10.30円	10.24円	10.18円	10.12円	10.06円	10円
		当該施設が単独施設の場合	11.11円	10.93円	10.81円	10.74円	10.68円	10.62円	10.49円	10.43円	10.37円	10.31円	10.25円	10.19円	10.12円	10.06円	10円
併設する施設が主たる施設の場合		11.16円	10.97円	10.83円	10.77円	10.70円	10.64円	10.52円	10.45円	10.39円	10.32円	10.26円	10.19円	10.13円	10.06円	10円	
肢体不自由児の場合		11.10円	10.92円	10.79円	10.73円	10.67円	10.61円	10.49円	10.43円	10.37円	10.31円	10.24円	10.18円	10.12円	10.06円	10円	
医療型障害児入所施設 (含:指定発達支援医療 機関)	自閉症児の場合		10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	
	肢体不自由児の場合		10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	
	重症心身障害児の場合		10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	
障害児相談支援		11.08円	10.90円	10.78円	10.72円	10.66円	10.60円	10.48円	10.42円	10.36円	10.30円	10.24円	10.18円	10.12円	10.06円	10円	

●現行の地域区分と見直し後の最終的な地域区分を適用する対象地域の比較【官署所在地】

		見直し後の障害児の地域区分							
		1級地 (20%)	2級地 (16%)	3級地 (15%)	4級地 (12%)	5級地 (10%)	6級地 (6%)	7級地 (3%)	その他 (0%)
現行の障害児の地域区分	1級地 (18%)	東京都 特別区							
	2級地 (15%)		茨城県 取手市 埼玉県 和光市 千葉県 印西市 東京都 武蔵野市、町田市、国分寺市、狛江市、清瀬市、多摩市、厚木市、大和市、守口市 神奈川県 大磯町	千葉県 成田市 東京都 国立市、福生市、稲城市、西東京市 神奈川県 鎌倉市、藤沢市 兵庫県 門真市					
	3級地 (12%)		茨城県 つくば市 千葉県 袖ヶ浦市 東京都 調布市、小平市、日野市 神奈川県 横浜市、川崎市 愛知県 刈谷市、豊田市	埼玉県 埼玉市、志木市 東京都 八王子市、府中市、名古屋市中区 兵庫県 西宮市	千葉県 船橋市、浦安市 東京都 立川市 大阪府 吹田市、寝屋川市、高槻市 奈良県 天理市				
	4級地 (10%)			茨城県 守谷市 千葉県 千葉市、東村山市 東京都 豊明市、池田市 大阪府 池田市	神奈川県 相模原市、藤沢市 兵庫県 神戸市	茨城県 水戸市、土浦市 千葉県 市川市、松戸市、富津市 東京都 三鷹市、あきる野市、町田市 神奈川県 横浜市長官庁ビルディング、大和市、草津市 京都府 京都市 堺市、吹田市、茨木市、八尾市、東大阪市 兵庫県 須磨市、大和郡山市、高島市 福岡県 糟屋町			
	5級地 (8%)								
	6級地 (6%)				茨城県 牛久市 東京都 葛飾区、新藤原市 大阪府 羽曳野市	茨城県 日立市 千葉県 佐倉市、市原市 神奈川県 厚木市、相模原市、加須市、四日市市 三重県 津市 滋賀県 彦根市、三田市 兵庫県 伊丹市、三田市	宮城県 仙台市 茨城県 水戸市 埼玉県 鴻巣市 千葉県 船橋市 神奈川県 藤沢市、相模原市、横浜市長官庁ビルディング、大和市 奈良県 大和郡高田町、橿原市 大田原市 富山県 富山市 新潟県 新潟市、蒲原市、上尾市、草加市、久喜市、鳩山町、杉戸町 野田市、東金市、流山市、酒々井町、栄町 三浦市 神奈川県 藤沢市 静岡県 静岡市 愛知県 津市 三重県 津市 滋賀県 守山市 奈良県 宇治町 和歌山県 和歌山市、奥津市、泉佐野市、富田林市、河内長野市、和泉市、厚岸町 大和高田市、橿原市		
	7級地 (3%)				宮城県 多賀城市 茨城県 龍ヶ崎町 埼玉県 坂戸市 神奈川県 小田原市 愛知県 小豆島町 大阪府 柏原市、交野市 福岡県 春日市、糟屋町	宮城県 多賀城市 茨城県 龍ヶ崎町 埼玉県 坂戸市 神奈川県 小田原市 愛知県 小豆島町 大阪府 柏原市、交野市 福岡県 春日市、糟屋町	宮城県 多賀城市 茨城県 龍ヶ崎町 埼玉県 坂戸市 神奈川県 小田原市 愛知県 小豆島町 大阪府 柏原市、交野市 福岡県 春日市、糟屋町	北海道 札幌市 宮城県 名取市 茨城県 取手市 栃木県 鹿沼市、小山市 群馬県 前橋市、太田市 千葉県 八千代市 東京都 武蔵野市、東大和市 富山県 富山市 石川県 金沢市 福井県 福井市 長野県 長野市、松本市、諏訪市 長野県 大田原市、多治見市、美濃加茂市 静岡県 浜松市、三島市、富士宮市、富士市、焼津市、掛川市、袋井市 愛知県 豊橋市、一宮市、半田市、小牧市 三重県 名張市、伊賀市 滋賀県 彦根市 兵庫県 姫路市、加古川市、三木市 奈良県 桜井市、宇陀市 岡山県 岡山市 広島県 広島市、海田町、坂町 福岡県 福岡市 北九州府 筑紫野市、宇美町 長崎県 長崎市	
	その他 (0%)						茨城県 神栖市 栃木県 下野市 埼玉県 羽生市、清川町 神奈川県 二宮町 千葉県 鎌倉市 新潟県 新潟市、田原市 富山県 富山市 岐阜県 岐阜市 静岡県 静岡市 愛知県 豊田市 三重県 津市 滋賀県 甲賀市 京都府 木津川市 大阪府 堺市 兵庫県 赤穂市 福岡県 新宮町	茨城県 神栖市 栃木県 下野市 埼玉県 羽生市、清川町 神奈川県 二宮町 千葉県 鎌倉市 新潟県 新潟市、田原市 富山県 富山市 岐阜県 岐阜市 静岡県 静岡市 愛知県 豊田市 三重県 津市 滋賀県 甲賀市 京都府 木津川市 大阪府 堺市 兵庫県 赤穂市 福岡県 新宮町	茨城県 神栖市 栃木県 下野市 埼玉県 羽生市、清川町 神奈川県 二宮町 千葉県 鎌倉市 新潟県 新潟市、田原市 富山県 富山市 岐阜県 岐阜市 静岡県 静岡市 愛知県 豊田市 三重県 津市 滋賀県 甲賀市 京都府 木津川市 大阪府 堺市 兵庫県 赤穂市 福岡県 新宮町

●現行の地域区分と平成27年度の地域区分の比較【官署が所在しない地域等】

都道府県	市町村名	現行 地域区分		27年度 地域区分	
埼玉県	狭山市	6級地	6%	9級地	6%
	蕨市	6級地	6%	9級地	6%
	新座市	6級地	6%	8級地	7%
	富士見市	6級地	6%	8級地	7%
	鶴ヶ島市	4級地	10%	6級地	10%
	ふじみ野市	6級地	6%	8級地	7%
	三芳町	6級地	6%	8級地	7%
	千葉県	習志野市	4級地	10%	5級地
八千代市		4級地	10%	5級地	11%
四街道市		4級地	10%	6級地	10%
白井市		6級地	6%	9級地	6%
東京都		昭島市	3級地	12%	4級地
	小金井市	4級地	10%	6級地	10%
	東大和市	5級地	8%	6級地	10%
	東久留米市	3級地	12%	3級地	13%
	神奈川県	茅ヶ崎市	4級地	10%	6級地
逗子市		4級地	10%	6級地	10%
秦野市		6級地	6%	9級地	6%
伊勢原市		6級地	6%	9級地	6%
海老名市		3級地	12%	4級地	12%
座間市		4級地	10%	6級地	10%
綾瀬市		4級地	10%	6級地	10%
寒川町		6級地	6%	8級地	7%

都道府県	市町村名	現行 地域区分		27年度 地域区分	
愛知県	稲沢市	7級地	3%	12級地	3%
	東海市	7級地	3%	12級地	3%
	大府市	6級地	6%	9級地	6%
	知立市	7級地	3%	12級地	3%
	愛西市	7級地	3%	12級地	3%
	京都府	長岡京市	7級地	3%	11級地
大阪府	貝塚市	6級地	6%	9級地	6%
	松原市	5級地	8%	6級地	10%
	大東市	4級地	10%	6級地	10%
	摂津市	4級地	10%	6級地	10%
	高石市	3級地	12%	4級地	12%
	四條畷市	7級地	3%	12級地	3%
	大阪狭山市	6級地	6%	9級地	6%
	忠岡町	6級地	6%	9級地	6%
	兵庫県	宝塚市	3級地	12%	4級地
川西市		6級地	6%	8級地	7%
奈良県	斑鳩町	7級地	3%	12級地	3%
広島県	府中町	4級地	10%	6級地	10%
福岡県	糸島市	7級地	3%	12級地	3%

※上記以外の市町村の地域区分は「その他」(0%)。

○定員規模別単価の取扱いについて

- ① 児童発達支援、放課後等デイサービス、障害児入所支援（医療型障害児入所施設及び指定医療機関を除く。）については、運営規程に定める利用（入所）定員の規模に応じた報酬を算定する。
- ② ①にかかわらず、多機能型事業所（③の適用を受けるものを除く。）については、当該多機能型事業所等として実施する被数の指定通所支援又は障害福祉サービスの利用定員の合計数を利用定員とした場合の報酬を算定するものとする。
- ③ 多機能型事業所のうち指定通所基準第80条に規定する従業者の員数等に関する特例によらない多機能型事業所においては、当該多機能型事業所について行う指定通所支援の利用定員のそれぞれの規模に応じて報酬を算定するものとする。

○減算関係

厚生労働大臣が定める障害児の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乘じる割合（平成24年厚生労働省告示第271号）、児童福祉法に基づき指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成24年3月30日障発0330第16号。報酬留意事項通知）等を参照すること。

●定員超過減算

- ・基本単位から30%減算（障害児全員）
- ・複数のサービス提供単位がある場合には、単位ごと
- ・対象：指定医療機関、保育所等訪問支援を除く全サービス

- ア 一日あたりの利用者数が次の人数を超える場合
- | | |
|--------------|--------------------|
| 1) 定員 50 人以下 | ・・・定員の 150% |
| 2) 定員 51 人以上 | ・・・定員の 125%+12.5 人 |
- イ 過去 3 か月の一日当たりの平均利用者数が次の人数を超える場合
- | | |
|--------------|-------------|
| 1) 定員 11 人以下 | ・・・定員+3 人 |
| 2) 定員 12 人以上 | ・・・定員の 125% |
- ※なお、指定基準では定員の遵守が求められており、減算にならない範囲の定員超過といえどもあくまでやむを得ない場合に認められるものであることに留意すること。

●人員欠如減算

- ・基本単位から30%減算（障害児全員）
 - ・対象：児童発達支援（児童発達支援センターを除く）、放課後等デイサービス、基準該当通所支援
 - ア 直接処遇職員の人員基準上必要とされる員数から1割を超えて減少した場合・・・その翌月から人員欠如が解消されるに至った月まで減算
 - イ 直接処遇職員の1割の範囲内での減少・・・その翌々月から人員欠如が解除されるに至った月まで減算
 - ウ ア・イ以外の職員、及び員数以外の要件・・・イと同じ
- ※児童発達支援等の人員配置は「サービス提供時間を通じて」必要であるため、人員が不足する時間は減算の計算対象となってしまうことに留意すること。

●人員欠如減算 2

- ・1日につき277単位減算
- ・対象：児童発達支援センターにおいて、指定通所基準附則第3条の特例（直接処遇職員の人員配置の特例）を受けている場合

●通所支援計画等の作成業務が適切に行われていない場合の減算

- ・基本単位から5%減算
- ・対象：指定医療機関を除く全サービス

●開所時間減算

- ①開所時間が4時間未満の場合、所定単位数の30%を減算
 - ②開所時間が4時間以上6時間未満の場合、所定単位数の15%を減算
- ・対象：児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス

○加算関係

児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第122号）、児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第123号）、児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成24年3月30日障発0330第16号。報酬留意事項通知）等を参照すること。以下に注意点のみ掲載する。

●児童発達支援管理責任者専任加算

- ・児童発達支援センターにおいて管理者との兼務の場合は算定不可
- ・児童発達支援センター以外では、管理者との兼務でも算定可能。
- ・障害福祉サービスのサービス管理責任者と兼務の場合、児童福祉法部分について算定可能。

●指導員加配加算

- ・単位ごとに、必要とされる職員配置に常時1人の追加配置をしている場合に算定可能。

●特別支援加算

- ・実施加算であるため、理学療法士等の資格者を配置するだけでなく、基準に適合した支援を行った児童に対してのみ算定可能。
- ・あらかじめ児童発達支援計画を踏まえた特別支援計画を作成すること、特別支援を行うこと、計画作成・見直しにあたって保護者に説明し同意を得ること、対象児ごとに訓練記録を作成することが必要。

●送迎加算

- ・居宅と事業所までの送迎を原則とするが、学校と事業所間の送迎（スクールバスのルート上に事業所がない等の場合のみ）であり、障害児支援利用計画に記載されている場合には算定しても構わない。（H24報酬改定Q&A問109参照）
- ・徒歩送迎は算定不可。

●延長支援加算

- ・営業時間が8時間以上の事業所について、営業時間の前後に延長支援をした場合に適用。
- ・個別支援計画で必要と認めた場合において、事前に届出を行った上で算定可能な加算なので、たまたま保護者の迎えが遅れた等の理由では算定できない。

●食事提供加算

- ・平成30年3月未までの間、保護者の所得区分により、食費を軽減するための加算（児童発達支援センターのみ）。なお、実費部分を徴収することは差し支えない。
- ・受給者証記載事項だが、児童発達支援事業等はこの加算の適用がないため、受給者証に記載していない市町村もあるようなので、必要な場合には確認すること。

●医療連携体制加算

- ・Ⅰ～Ⅲは、事業所が医療機関等（同一法人内の他の施設可能）と委託契約を締結し、看護職員の派遣を受け、派遣を受けた看護師が医師の指示を受けた上で、障害児に対する看護、又は認定特定行為従事者に対する喀痰吸引の指導を行った場合に算定。
- ・Ⅳは、喀痰吸引等が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、医師の指示により喀痰吸引等を行った場合に算定。

●家庭連携加算、訪問支援特別加算、欠席時対応加算

- ・標記加算と利用日数の合計が、受給者証に記載してある支給量を超えないこと。

平成27年度障害福祉サービス等報酬改定の概要 骨子版

平成27年2月12日

平成27年度障害福祉サービス等の報酬改定の基本的考え方

1 福祉・介護職員の処遇改善

- 福祉・介護職員処遇改善加算について、現行の加算の仕組みは維持しつつ、更なる上乗せ評価(福祉・介護職員の賃金月額1.2万円相当分)を行うための新たな区分を創設。
- 良質な人材の確保と障害福祉サービスの質の向上を促す観点から、福祉専門職員の配置割合が高い事業所をより評価できるよう、福祉専門職員配置等加算の新たな区分を創設。

2 障害児・者の地域移行・地域生活の支援

- 重度の障害児・者が可能な限り、身近な場所において日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施設・病院からの地域移行支援、計画相談支援、生活の場としてのグループホーム等を充実。
- 個々の障害特性への配慮や夜間・緊急時の対応等、地域生活の支援に係る必要な見直しを行うとともに、障害者の就労に向けた取組等を一層推進。
- 障害児支援については、特に支援の質を確保しつつ、家族等に対する相談援助や関係機関との連携の強化、重症心身障害児に対する支援の充実等。

3 サービスの適正な実施等

- 「経済財政運営と改革の基本方針2014」において、「平成27年度報酬改定においては、サービス事業者の経営状況等を勘案して見直す」とされていること等を踏まえた、サービスの適正実施等の観点からの所要の見直し。

【参考】

大臣折衝事項(平成27年1月11日)【抄】

平成27年度障害福祉サービス等料金(障害福祉サービス等報酬)の改定率は±0%とすること。

サービス毎の障害福祉サービス等料金(障害福祉サービス等報酬)の設定においては、月額+1.2万円相当の福祉・介護職員処遇改善加算の拡充(+1.78%)を行うとともに、各サービスの収支状況や事業所の規模等に応じ、メリハリをつけて対応する。また、福祉・介護職員処遇改善加算の拡充が確実に職員の処遇改善につながるよう、処遇改善加算の執行の厳格化を行う。

なお、今回の障害福祉サービス等料金改定(障害福祉サービス等報酬改定)に向けては、「障害福祉サービス等経営実態調査」の客体数を十分に確保するとともに、サービス毎の収支差その他経営実態について、より客観性・透明性の高い手法により、地域・規模別の状況も含め網羅的に把握できるよう速やかに所要の改善措置を講じ、平成29年度に実施する「障害福祉サービス等経営実態調査」において確実に反映させる。また、地方自治体の協力を得ること等を通じ、より具体的な現場の経営実態を把握する。その上で、今回の改定においては、これらにより把握された経営実態等を踏まえ、きめ細かい改定を適切に行う。

【障害福祉サービスの収支差率】

	H26年度	H23年度
全体	9.6%	9.7%
障害者サービス	9.7%	新体系 12.2%
		旧体系 7.8%
障害児サービス	9.1%	5.0%

【資金・物価の動向】

	H24年度	H25年度	H26年度 (5～10月の平均)	累積
資金	▲0.3%	▲0.2%	0.4%	▲0.1%
物価	▲0.3%	0.9%	3.4%*	4.0%

*消費税率引上げ(5%→8%)に伴う影響分については、H26年4月の報酬改定で反映済み(改定率0.69%相当)。

平成27年度障害福祉サービス等の報酬改定の概要

共通事項

※ 単位数の記載は例示。
※ 新設の加算は仮称。

福祉・介護職員処遇改善加算の拡充

- 福祉・介護職員処遇改善加算について、現行の加算の仕組みは維持しつつ、更なる資質向上の取組、雇用の改善、労働環境改善の取組を進める事業所を対象に、更なる上乘せ評価(福祉・介護職員の賃金月額1.2万円相当分)を行うための新たな区分を創設。

【新設する加算の算定要件】

加算額に相当する福祉・介護職員の賃金改善を行っていること等のほか、次の要件を満たすこと。

<キャリアパス要件>

以下の要件をいずれも満たすこと。

- ① 職位・職責・職務内容に応じた任用要件と賃金体系を整備すること
- ② 資質向上のための計画を策定して研修の実施又は研修の機会を確保すること

<定量的要件>

賃金改善以外の処遇改善の取組について、平成27年4月以降新たな取組を実施すること

※ 現行の福祉・介護職員処遇改善加算ⅠからⅢに係る算定要件はこれまでと同様。

福祉専門職員配置等加算の見直し

- 良質な人材の確保と障害福祉サービスの質の向上を促す観点から、福祉専門職員の配置割合が高い事業所をより評価できるよう、新たな区分を創設。
<生活介護、自立訓練、就労移行支援等の場合>

常勤の生活支援員等のうち、

社会福祉士等の割合が25%以上：10単位/日



社会福祉士等の割合が35%以上：15単位/日(新設)
社会福祉士等の割合が25%以上：10単位/日

食事提供体制加算の適用期限の延長等

- 平成27年3月31日までとなっている時限措置について、平成30年3月31日まで延長。
- 食事の提供に要する費用の実態を踏まえ、食事提供体制加算の加算単位について見直し。
＜生活介護、自立訓練、就労移行支援等の場合＞
食事提供体制加算 42単位/日 → 30単位/日

栄養マネジメント加算の見直し

- 平成27年3月31日までとなっている管理栄養士の配置要件の経過措置を廃止。
- 施設入所者に対して栄養ケア・マネジメントが適切に行われるよう、現行の加算単位を引上げ。
＜施設入所支援、福祉型障害児入所施設＞
栄養マネジメント加算 10単位/日 → 12単位/日

視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の対象拡大

- 算定対象となるサービスについて、日中活動系サービスのみから、施設入所支援、宿泊型自立訓練及び共同生活援助にも拡大。

送迎加算の見直し

- 地域による算定基準の格差解消のため、都道府県の独自基準による取扱いを廃止。
- 日中活動系サービスについて、送迎人数や送迎頻度等の要件を緩和した新たな区分を創設。
【現行】 送迎加算 27単位/回
①1回平均10人以上が利用
②週3回以上の送迎
③都道府県知事が必要と認めていた基準
- 事業所と居宅間以外に、事業所の最寄り駅や集合場所までの送迎について加算の対象に追加。
【見直し後】 送迎加算Ⅰ 27単位/回
現行要件の①かつ②を満たすこと
送迎加算Ⅱ 13単位/回(新設)
現行要件の①又は②のどちらかを満たすこと

基準該当サービスの対象拡大

- 介護保険制度の看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)について、新たに基準該当サービスの対象に追加。(報酬単位については、小規模多機能型居宅介護の場合と同一。)
※ 該当サービス: 基準該当生活介護、基準該当短期入所、基準該当児童発達支援及び基準該当放課後等デイサービス
- サービス管理責任者等の配置に係る研修修了の猶予措置の見直し
 - サービス管理責任者
 - ・ 平成27年3月31日までとなっている「平成24年4月1日前までに事業を開始した多機能型事業所等に配置される際の経過措置」を廃止。
 - ・ 指定障害福祉サービス事業所等の開始日を起点とした1年間の猶予措置は、3年間の経過措置を設けた上で廃止。
 - 児童発達支援管理責任者
 - ・ 平成27年4月1日から3年間に限り、障害児通所支援事業所等の開始日を起点として1年間の猶予措置を設定。
※ 平成27年4月1日前から事業を行っている場合は、平成28年3月31日までとする。
 - ・ やむを得ない事由により児童発達支援管理責任者が欠けた場合は、発生日から起算して1年間の猶予措置を設定。

物価動向の反映

- 前回改定以降の物価の上昇傾向を踏まえ、原則として一律に障害福祉サービス等の基本報酬を見直し。

地域区分の見直し

- 国家公務員の地域手当の区分が見直されることを受けた社会福祉施設等の措置費対象施設の地域手当の見直しに合わせ、障害児サービスに係る地域区分を見直し。
※ 上乗せ割合については、平成27年度から29年度にかけて段階的に引き上げ(下げ)を行い、30年度から完全施行。

個別サービスの主な改定事項

※ 単位数の記載は例示。
※ 新設の加算は仮称。

1. 訪問系サービス

訪問系サービスにおける共通的事項(居宅介護、同行援護及び行動援護)

- 特定事業所加算(IV)【新設】 → 所定単位数の5%を加算
中重度の利用者を重点的に受け入れるとともに、人員基準を上回る常勤のサービス提供責任者を配置する事業所を評価。
- サービス提供責任者の配置基準の見直し
利用者の情報の共有などサービス提供責任者が行う業務について効率化が図られている場合に、配置基準を利用者50人に対して1人以上以上に緩和。

居宅介護

- 基本報酬の見直し
介護報酬改定の動向を踏まえ、基本報酬を見直し。
- 福祉専門職員等連携加算【新設】 → 564単位/回(サービス初日から起算して90日間で3回を限度)
精神障害者等の特性に精通する専門職と連携し、利用者の心身の状況等の評価を共同して行った場合を評価。

重度訪問介護

- 重度障害者への支援の充実
重度障害者に対する支援を強化するため、現行の障害支援区分6の利用者に対する評価を充実。



- 行動障害支援連携加算【新設】 → 584単位/回(サービス初日から起算して30日間で1回を限度)
サービス提供責任者が「支援計画シート」及び「支援手順書」兼「記録用紙」の作成者と連携し、利用者の心身の状況等の評価を共同で行った場合を評価。
- 特定事業所加算の算定要件の経過措置の見直し
平成27年3月31日までとなっている特定事業所加算のサービス提供責任者に係る算定要件の経過措置を廃止し、新たに実務経験(重度訪問介護従業者として6,000時間以上)規定を設定。

行動援護

- 行動障害支援指導連携加算【新設】 → 273単位/回(重度訪問介護移行日が属する月に1回を限度)
支援計画シート等の作成者が重度訪問介護事業所のサービス提供責任者と連携し、利用者の心身の状況等の評価を共同して行った場合を評価。
- 支援計画シート等が未作成の場合の減算【新設】 → 所定単位数の5%を減算
支援計画シート等の作成を必須化するとともに、未作成の場合の減算を創設。なお、必須化に当たっては、平成30年3月31日までの間、経過措置を設定。
- 行動援護ヘルパー及びサービス提供責任者の要件の見直し
行動援護従業者養成研修の受講を必須化した上で、実務経験の短縮を図りつつ、ヘルパーについては現行の30%減算の規定を廃止。なお、行動援護従業者養成研修の必須化に当たっては、平成30年3月31日までの間、経過措置を設定。
- 特定事業所加算の算定要件の経過措置の見直し
平成27年3月31日までとなっている特定事業所加算のサービス提供責任者に係る算定要件の経過措置を廃止。

2. 療養介護・生活介護・施設入所支援・短期入所

療養介護

- 基本報酬の見直し
経営の実態等を踏まえ、基本報酬を見直し。(見直しに際しては、小規模事業所に配慮)

生活介護

○ 基本報酬の見直し

支援内容に応じた評価を行うため、看護職員の配置について一部を加算で評価するとともに、経営の実態等を踏まえ、基本報酬を見直し。(見直しに際しては、事業所規模等に配慮)

○ 開所時間減算の見直し

現行の開所時間減算について、4時間未満の区分の減算率を見直すとともに、4時間以上6時間未満の区分を新たに設定。

【現行】
開所時間が4時間未満の場合、所定単位数の20%を減算

【見直し後】
開所時間が4時間未満の場合、所定単位数の30%を減算
開所時間が4時間以上6時間未満の場合、所定単位数の15%を減算

○ 常勤看護職員等配置加算【新設】 → 利用定員が20人以下の場合 28単位/日

看護職員を常勤換算で1以上配置している事業所を評価。

施設入所支援

○ 重度障害者支援加算の見直し

夜間における強度行動障害を有する者への支援を適切に行うため、生活介護の人員配置体制加算や障害支援区分との関係を見直すとともに、強度行動障害支援者養成研修修了者による支援を評価。

【現行】
重度障害者支援加算(Ⅰ) 10単位/日～735単位/日
人員配置体制加算の算定状況や支援区分等を踏まえ算定

※ 加算算定開始から90日以内の期間について
700単位/日を加算

【見直し後】
重度障害者支援加算(Ⅱ)
① 強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者を配置した場合(体制加算) 7単位/日
② 強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者が、実践研修修了者の作成した支援計画シート等に基づき、強度行動障害を有する者に対して夜間(個別)の支援を行った場合(個人加算) 180単位/日
※ 加算算定開始から90日以内の期間で、個別の支援を行った日について700単位/日を加算
※ 従来の重度障害者支援加算(Ⅰ)を算定していた事業所は、経過措置として、平成30年3月31日までの間は研修受講計画の作成をすることで、研修を受けた職員以外の配置でも算定を可能とする。

短期入所

○ 緊急短期入所体制確保加算及び緊急短期入所受入加算の見直し

加算の算定要件を緩和するとともに、緊急時の初期のアセスメントを手厚く評価する観点から、受入れ初日に対する評価に重点化。

【現行】
緊急短期入所体制確保加算
(算定要件)

- ・利用定員の5/100に相当する空床の確保・提供体制の整備
- ・過去3か月の利用率が90/100以上
- ・連続する3月間算定がなかった場合は、繰3か月は算定しない

【見直し後】
緊急短期入所体制確保加算
(算定要件)

- ・利用定員の5/100に相当する空床の確保・提供体制の整備
- ・過去3か月の利用率が90/100以上

【現行】
緊急短期入所受入加算(Ⅰ) 60単位/日

緊急短期入所受入加算(Ⅱ) 90単位/日
(算定要件)

- ・緊急短期入所体制確保加算を算定
- ・介護者が急病等の場合(7日又は14日を限度として算定)
- ・連続する3月間算定がなかった場合は、繰3か月は算定しない

【見直し後】
緊急短期入所受入加算(Ⅰ) 120単位/日

緊急短期入所受入加算(Ⅱ) 180単位/日
(算定要件)

- ・居宅においてその介護を行う者の急病等の理由により、指定短期入所を緊急に行なった場合に、利用を開始した日に関り、当該緊急利用者のみに対して算定。

○ 医療連携体制加算の見直し

医療連携体制加算(Ⅰ)及び(Ⅱ)について、短期入所における支援時間が日中活動系サービスと比較して長いこと等を勘案し、現行の加算単位を引上げ。

【現行】
医療連携体制加算(Ⅰ) 500単位/日
医療連携体制加算(Ⅱ) 250単位/日

【見直し後】
医療連携体制加算(Ⅰ) 600単位/日
医療連携体制加算(Ⅱ) 300単位/日

○ 重度障害者支援加算の見直し

強度行動障害を有する者への支援を強化するため、現行の重度障害者支援加算Iに追加して加算。

【現行】
 重度障害者支援加算 50単位/日
 (算定要件)
 重度障害者等包括支援の対象者に相当する状態にある者にサービスを提供



【見直し後】
 重度障害者支援加算 50単位/日
 (算定要件)
 重度障害者等包括支援の対象者に相当する状態にある者にサービスを提供
 ※ 強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者による支援の場合、強度行動障害を有する者に対して10単位を加算

- 単独型加算の見直し
 単独型事業所について、利用者が日中活動を利用した日(入所日及び退所日を除く。)で、短期入所事業所による支援が18時間を超える場合に、現行の単独型加算(320単位/日)に追加して加算(100単位/日)。

3. 共同生活援助・自立訓練

共同生活援助

○ 基本報酬の充実

重度障害者の支援を強化するため、障害支援区分の高い利用者に係る報酬を充実。

○ 夜間支援等体制加算の見直し

夜間における少人数の利用者に対する支援を適切に評価するため、夜間支援等体制加算(Ⅰ)において1人の支援者が3人以下の利用者を支援した場合の新たな区分を創設。

【現行】
 夜間支援等体制加算(Ⅰ) 336単位/日
 夜間支援対象利用者が4人以下
 ※ 月単位で算定



【見直し後】
 夜間支援等体制加算(Ⅰ) 672単位/日
 夜間支援対象利用者が2人以下
 夜間支援対象利用者が3人 448単位/日
 夜間支援対象利用者が4人 336単位/日
 ※ 日単位で算定

○ 重度障害者支援加算の見直し

重度障害者に対する支援を強化し、かつ、より適切に評価するため、算定要件を見直し。

【現行】
 重度障害者支援加算 45単位/日
 (算定要件)
 ・重度の障害者が2人以上いる事業所であること
 ・生活支援員を加配していること
 ・事業所の全ての利用者について算定する



【見直し後】
 重度障害者支援加算 360単位/日
 (算定要件)
 ・重度の障害者が1人以上いる事業所であること
 ・生活支援員を加配していること
 ・サービス管理責任者等のうち1人以上が強度行動障害支援者養成研修(実践)等を受講していること等、ただし経過措置期間を設け、当該期間中は要件を緩和する
 ・事業所の重度障害者についてのみ算定する

○ 日中支援加算の見直し

日中活動を休んで日中を共同生活住居で過ごす利用者への支援の評価について、算定対象となる日中活動を拡大。
 現行において算定対象となっている、生活介護、自立訓練等の日中活動に加え、新たに介護保険サービスの(介護予防)通所介護、(介護予防)通所リハビリテーション、精神科医療の精神科デイケア、精神科ショートケア、精神科デイナイトケアについても算定対象に追加。

○ 個人単位で居宅介護等を利用する場合の経過措置の延長

平成27年3月31日までとなっている重度の障害者に係る利用者ごとの個人単位での居宅介護等の利用について、当該経過措置を平成30年3月31日まで延長。

自立訓練(機能訓練・生活訓練)

○ 基本報酬の見直し

介護報酬改定の動向を踏まえ、機能訓練サービス費(Ⅱ)、生活訓練サービス費(Ⅱ)の基本報酬を見直し。

- 機能訓練サービス費(Ⅱ)及び生活訓練サービス費(Ⅱ)の算定要件の見直し
 通所による自立訓練の利用者だけでなく、訪問による訓練のみの利用者についても、自立訓練の利用が可能となるよう、算定要件を見直し。

○ 生活訓練サード入費(Ⅱ)の利用期間の緩和

【現行】
 (算定要件)
 前開開始日から起算して180日間ごとに50回かつ月14回を上限として算定することができる

【見直し後】
 (算定要件)
 前開開始日から起算して180日間ごとに50回を上限として算定することができる

宿泊型自立訓練

○ 夜間防災・緊急時支援体制加算の見直し

利用者の状況に応じて夜間に職員の配置が必要な場合も考えられることを踏まえ、共同生活援助の夜間支援等体制加算の例を参考に見直しを実施。(名称を「夜間防災・緊急時支援体制加算」から「夜間支援等体制加算」に変更)

【現行】 ※同一日の併算定が可
 夜間防災・緊急時支援体制加算(Ⅰ) 12単位/日
 夜間に防災体制を確保した場合に算定
 夜間防災・緊急時支援体制加算(Ⅱ) 10単位/日
 夜間に常時連絡体制を確保した場合に算定

【見直し後】 ※同一日の併算定は不可
 夜間支援等体制加算(Ⅰ) 46～448単位/日
 夜間に夜勤を配置した場合に利用者数に応じて算定
 夜間支援等体制加算(Ⅱ) 15～149単位/日
 夜間に宿直を配置した場合に利用者数に応じて算定
 夜間支援等体制加算(Ⅲ) 10単位/日
 夜間に防災体制又は常時連絡体制を確保した場合に算定

○ 日中支援加算の見直し → 「共同生活援助」を参照

4. 就労系サービス

就労移行支援

○ 就労定着支援体制加算【新設】

一般就労への定着支援を充実・強化するため、基本報酬の見直しを行った上で、現行の就労移行支援体制加算を廃止し、利用者の就労定着期間に着目した加算を新たに創設。

※就労継続支援A型に移行した利用者は、就労定着実績には含まない。

・就労継続期間が6月以上12月未満の利用者の場合	利用定員に占める割合に応じて、29～146単位/日を算定
・就労継続期間が12月以上24月未満の利用者の場合	利用定員に占める割合に応じて、25～123単位/日を算定
・就労継続期間が24月以上36月未満の利用者の場合	利用定員に占める割合に応じて、21～105単位/日を算定

○ 一般就労への移行実績がない事業所の評価の見直し

一般就労移行後の就労定着実績がない事業所の減算を強化するとともに、一般就労への移行実績がない事業所に対する減算を新たに創設。

※就労継続支援A型に移行した利用者は、就労移行実績及び就労定着実績には含まない。

【現行】
 ・過去3年間就労定着者が100の場合 所定単位数の85%を算定
 ・過去4年間就労定着者が100の場合 所定単位数の70%を算定

【見直し後】
 ・過去2年間就労移行者が100の場合 所定単位数の85%を算定
 ・過去3年間就労定着者が100の場合 所定単位数の70%を算定
 ・過去4年間就労定着者が100の場合 所定単位数の50%を算定

○ 移行準備支援体制加算(Ⅱ)の算定要件の見直し

多様な施設外就労が可能となるよう、就労支援単位として1ユニット当たりの最低定員が3人以上とされている算定要件を緩和。

【現行】
 移行準備支援体制加算(Ⅱ)
 (算定要件)
 就労支援単位(就労移行支援事業の訓練が3人以上の者に対して一体的に行われるものをいう。)ごとに実施すること。

【見直し後】
 移行準備支援体制加算(Ⅱ)
 (算定要件)
 就労支援単位ごとに実施すること。
 ※1ユニット当たりの最低定員の要件を緩和し、1人でも加算の算定を可能とする。

就労継続支援A型

○ 短時間利用者の状況を踏まえた評価の見直し

短時間利用に係る減算の仕組みについて、個々の利用者の利用実績を踏まえたものとなるよう見直し(平成27年10月施行)。また、経営の実態等を踏まえ、基本報酬を見直し。

事業所における雇用契約を締結している利用者の平均利用時間(1日当たり)に応じて、所定単位数の30%～90%を算定する。

○ 重度者支援体制加算(Ⅲ)の廃止

平成27年3月31日までの経過措置とされている重度者支援体制加算(Ⅲ)を廃止。

○ 施設外就労加算の算定要件の見直し → 就労移行支援の「移行準備支援体制加算(Ⅱ)の算定要件の見直し」を参照。

就労継続支援B型

○ 目標工賃達成加算の見直し

工賃向上に向けた取組を推進するため、基本報酬の見直しを行った上で、工賃が一定の水増しに達している事業所を評価するための新たな加算区分を創設するとともに、現行の目標工賃達成加算の算定要件を見直し。

【現行】

- 目標工賃達成加算
・目標工賃達成加算(Ⅰ) 49単位/日
(算定要件)
①前年度の工賃実績が、地域の最低賃金の1/3以上
②前年度の工賃実績が、都道府県等に届け出た工賃の目標額以上
③工賃向上計画を作成していること
・目標工賃達成加算(Ⅱ) 22単位/日
(算定要件)
①前年度の工賃実績が、各都道府県の施設種別平均の80/100以上
②工賃向上計画を作成していること

【見直し後】

- 目標工賃達成加算
・目標工賃達成加算(Ⅰ) 69単位/日(新設)
(算定要件)
①前年度の工賃実績が、原則、前々年度の工賃実績以上
②前年度の工賃実績が、地域の最低賃金の1/2以上
③前年度の工賃実績が、都道府県等に届け出た工賃の目標額以上
④工賃向上計画を作成していること
・目標工賃達成加算(Ⅱ) 59単位/日
・目標工賃達成加算(Ⅲ) 32単位/日
(算定要件)
現行の算定要件に、上記の①の要件を追加

○ 目標工賃達成指導員配置加算の見直し

工賃向上に向けた体制の整備に積極的に取り組む事業所を評価するため、目標工賃達成指導員配置加算の算定要件等を見直し。

【現行】

- 目標工賃達成指導員配置加算
・利用定員20人以下の場合 81単位/日
(算定要件)
就労継続支援B型サービス費(Ⅰ)を算定する事業所で、目標工賃達成指導員等の総数が、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上であること

【見直し後】

- 目標工賃達成指導員配置加算
・利用定員20人以下の場合 89単位/日
(算定要件)
就労継続支援B型サービス費(Ⅰ)を算定する事業所で、目標工賃達成指導員を常勤換算方法で1人以上配置し、当該指導員等の総数が、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上であること

○ 重度者支援体制加算(Ⅲ)の廃止 → 就労継続支援A型の「重度者支援体制加算(Ⅲ)の廃止」を参照。
○ 施設外就労加算の算定要件の見直し → 就労移行支援の「移行準備支援体制加算(Ⅱ)の算定要件の見直し」を参照。

5. 相談支援・地域相談支援

計画相談支援・障害児相談支援

○ 特定事業所加算【新設】 → 300単位/月

手厚い人員体制や関係機関との連携等により、質の高い計画相談支援・障害児相談支援が提供されている事業所を評価。

○ 初回加算【新設】 → 500単位/月(障害児相談支援のみ)

保護者の障害受容ができないこと等により、特にアセスメントに係る事業所の業務負担を評価。

○ モニタリングの実施頻度について、よりきめ細かな支援を図る観点から、利用している障害福祉サービスや障害児通所支援をもって一律に設定することせず、利用者の状態等に応じて柔軟に設定の上実施。

地域移行支援

- 初回加算【新設】 → 500単位/月
サービス利用の初期段階におけるアセスメント等に係る業務負担を評価。
- 障害福祉サービスの体験利用加算の見直し
利用者の病状や意向、状態に応じて柔軟に障害福祉サービスの体験利用が行えるよう、利用期間の制限を廃止。（支援の提供開始日から90日以内に限るという制限を廃止）
- 体験宿泊加算（Ⅰ）及び（Ⅱ）の見直し
利用者の病状や意向、状態に応じて柔軟に体験宿泊が行えるよう、利用期間の制限を廃止。（支援の提供開始日から90日以内に限るという制限を廃止）

6. 障害児支援

障害児通所支援

- 基本報酬の見直し（児童発達支援（センター及び主として重症心身障害児を通わせる事業所を除く）及び放課後等デイサービス（主として重症心身障害児を通わせる事業所を除く））
経営の実態等を踏まえ、基本報酬を見直し。
- 児童指導員等配置加算（有資格者を配置した場合）【新設】（児童発達支援及び放課後等デイサービス）
支援の質の確保を図る観点から、児童指導員等の一定の要件を満たす職員を配置している場合を評価。
定員区分に応じて、6～12単位/日を算定
定員区分に応じて、4～9単位/日を算定
定員区分に応じて、6～12単位/日を算定
- ◆ 児童発達支援（センター及び主に重症児を通わせる事業所を除く）
◆ 放課後等デイサービス（主に重症児を通わせる事業所を除く）で授業終了後に行う場合
◆ 放課後等デイサービス（主に重症児を通わせる事業所を除く）で休業日に行う場合

- 指導員加配加算の見直し（児童発達支援及び放課後等デイサービス）
経営の実態等を踏まえ、指導員加配加算を見直し。

【現行】
定員10人以下 193単位/日
定員11人以上20人以下 129単位/日
定員21人以上 77単位/日

【見直し後】
* 児童指導員等を配置している場合
定員10人以下 195単位/日
定員11人以上20人以下 130単位/日
定員21人以上 78単位/日
* 指導員を配置している場合
定員10人以下 183単位/日
定員11人以上20人以下 122単位/日
定員21人以上 73単位/日

- 家庭連携加算の見直し（児童発達支援、医療型児童発達支援及び放課後等デイサービス）
障害児を育てる家族等への支援を強化するため、家庭連携加算の算定要件を見直し。

【現行】
障害児通所支援を利用した日は加算の算定は不可
算定可能回数 4回/月

【見直し後】
障害児通所支援を利用した日も加算の算定が可能
算定可能回数 2回/月

- 事業所内相談支援加算【新設】（児童発達支援、医療型児童発達支援及び放課後等デイサービス）
障害児通所支援事業所等において、障害児と家族等に相談援助を行った場合に月1回を限度として、35単位/回を算定。
- 関係機関連携加算【新設】（児童発達支援、医療型児童発達支援及び放課後等デイサービス）
保育所等と連携して個別支援計画の作成等を行った場合や、就学前の児童等について、就学等に関する相談援助及び学校等との連絡調整を行った場合を評価。

- ・関係機関連携加算(Ⅰ) 200単位/回
(算定要件)
障害児が通う保育所や学校等と連携して個別支援計画の作成等を行った場合に、1年につき1回を限度として算定
- ・関係機関連携加算(Ⅱ) 200単位/回
(算定要件)
就学前又は就職前の障害児について、就学先の学校又は就職先の企業等と連絡調整等を行った場合に、各1回を限度として算定

○ 延長支援加算の拡充(児童発達支援、医療型児童発達支援及び放課後等デイサービス)

重症心身障害児に対する延長支援を行った場合の加算を拡充。

【現行】
延長支援加算
・時間区分に応じて、61～123単位/日を算定



【見直し後】
延長支援加算
障害児(重症児以外)の場合
・時間区分に応じて、61～123単位/日を算定
障害児(重症児)の場合
・時間区分に応じて、128～256単位/日を算定

○ 送迎加算の拡充(児童発達支援、医療型児童発達支援及び放課後等デイサービス)

重症心身障害児に対する手厚い人員配置体制での送迎を行った場合を評価。

【現行】
送迎加算
片道54単位/回(障害種別に関わらず。ただし、児童発達支援センター及び重症心身障害児を除く。)



【見直し後】
送迎加算
障害児(重症児以外)の場合
片道54単位/回
障害児(重症児)の場合
片道37単位/回

○ 基本報酬等の定員区分の見直し(児童発達支援(センターを除く)及び放課後等デイサービス)

小規模な事業所が重症心身障害児を受け入れた場合、定員設定により収入に大きな乖離を生じる場合があることから、基本報酬の定員区分「6人以上10人以下」を細分化。(児童発達支援管理責任者専任加算についても同様)

【現行】
基本報酬(児童発達支援管理責任者専任加算)の定員区分
「5人」、「6人以上10人以下」、「11人以上」で報酬単位を設定



【見直し後】
基本報酬(児童発達支援管理責任者専任加算)の定員区分
「5人」、「6人」、「7人」、「8人」、「9人」、「10人」、「11人以上」に細分化して報酬単位を設定

○ 保育職員加配加算【新設】(医療型児童発達支援) → 50単位/日

定員21人以上の医療型児童発達支援事業所において、児童指導員又は保育士を加配した場合を評価。

※指定発達支援医療機関で実施する場合を除く。

○ 訪問支援員特別加算(専門職員が支援を行う場合)【新設】(保育所等訪問支援) → 375単位/日

作業療法士や理学療法士等の専門性の高い職員を配置して訪問支援を行った場合を評価。

○ 保育所等訪問支援の算定要件の見直し
他の障害児通所支援を利用した日も保育所等訪問支援の算定を可能とする。

○ 特別地域加算【新設】(保育所等訪問支援) → (1日につき) +15/100

過疎地等の離島・山間地域への訪問支援を行った場合を評価。

○ 開所時間減算の見直し(児童発達支援、医療型児童発達支援及び放課後等デイサービス)

現行の開所時間減算について、4時間未満の区分の減算率を見直しとともに、4時間以上6時間未満の区分を新たに設定。

【現行】
開所時間が4時間未満の場合、所定単位数の20%を減算



【見直し後】
開所時間が4時間未満の場合、所定単位数の30%を減算
開所時間が4時間以上6時間未満の場合、所定単位数の15%を減算

障害児入所支援

○ 基本報酬の見直し(福祉型障害児入所施設)

経営の実態等を踏まえ、基本報酬を見直し。

○ 強度行動障害児支援の強化(福祉型障害児入所施設及び医療型障害児入所施設)

強度行動障害を有する障害児への適切な支援を推進するため、重度障害児支援加算において、強度行動障害支援者養成研修を修了した職員を配置した場合の加算を拡充。

また、福祉型障害児入所施設の強度行動障害児特別支援加算の算定要件に、強度行動障害支援者養成研修を修了した職員の配置を追加する。(従来の強度行動障害児特別支援加算を算定していた事業所は、経過措置として、平成30年3月31日までの間は研修受講計画の作成をもって算定可能とする。)

重度障害児支援加算

福祉型障害児入所施設 重度障害児支援加算(Ⅰ)～(Ⅵ)の報酬単位に、+11単位/日を算定
医療型障害児入所施設 重度障害児支援加算(Ⅰ)、(Ⅱ)の報酬単位に、+11単位/日を算定

○ 有期有目的入所の評価(医療型障害児入所施設)

有期有目的入所に係る基本報酬の区分を新たに設定。

指定医療型障害児入所施設の場合

障害種別(自閉症児、肢体不自由児、重症児)、利用期間(～90日、91～180日、181日以降)に応じて、133～968単位/日を算定
指定発達支援医療機関の場合

障害種別(自閉症児、肢体不自由児、重症児)、利用期間(～90日、91～180日、181日以降)に応じて、112～968単位/日を算定

○ 心理担当職員配置加算【新設】(医療型障害児入所施設) → 26単位/日

現行、心理担当職員配置加算がない医療型障害児入所施設(主として重症心身障害児を入所させる施設及び指定発達支援医療機関を除く。)においても、心理的援助を支援する観点から、心理担当職員を配置した場合を評価。

その他

○ 国庫負担基準の見直し

- ・ 重度障害者の利用実態を考慮した水準を設定。(訪問系サービス全体の利用者数に占める重度訪問介護及び重度障害者等包括支援利用者数の割合が5%以上の市町村の国庫負担基準総額の5%嵩上げ)
- ・ 基本報酬の見直しや加算の創設等の影響についても考慮。
国庫負担基準の平均額 11.9万円→12.5万円(+5.0%)

○ 補足給付の見直し

食費・光熱水費の実態を踏まえ、基準費用額を見直し。

【現行】 基準費用額 58,000円 → 【見直し後】 基準費用額 53,500円

(案)

事務連絡
平成27年4月 日

指定障害児通所支援事業所 管理者 殿
指定障害児入所施設 管理者 殿

岡山県保健福祉部障害福祉課

平成27年度指定障害児支援に要する費用の額の算定に係る体制等に関する届出書の提出について

このことについて、児童福祉法における障害児通所給付費等の算定に当たり、「平成24年厚生労働省告示第122号」の規定等に基づき、「指定障害児支援に要する費用の額の算定に係る体制等に関する届出書」をあらかじめ都道府県知事に届け出ることとなっています。

平成27年度においては同告示の改正がありましたので、これに基づく届出書については次のとおり取り扱うこととします。なお、4月サービス提供分に係る加算の適用については、4月30日(木)までに提出を受けたものは4月1日に遡って算定可能としますが、4月15日(水)を過ぎて提出を受けたものについては、原則として過誤調整により6月請求分での対応としますので、極力、15日までに提出していただくようお願いいたします。

記

1 提出の必要がある届出

(1) 障害児通所支援・障害児入所施設共通

①【福祉専門職員等配置加算】・・・新たに加算が創設されたことに伴い、継続及び新規の算定を希望する事業所においては全て。

②【福祉・介護職員処遇改善改善(特別)加算】・・・本加算の届出は毎年度行うこととされているため、継続及び新規の算定を希望する事業所においては全て。(※例年、前年度の2月末が届出期限とされているが、平成27年度は制度改正があったため、期限を変更)

(2) 障害児通所支援

①【指導員加配加算】・・・加算の算定内容に変更があったため、継続及び新規に算定を希望する事業所においては全て。

②その他の加算のうち体制届の提出が必要なもの

新たに4月1日から加算の算定を希望する事業所においては当該加算について、(※体制届の提出が必要な加算については、別添「加算等に係る添付書類確認表」を参照)

(3) 障害児入所施設

①【重度障害児支援加算】・・・加算の算定内容に変更があったため、継続を希望する事業所においては全て

(案)

②【強度行動障害児特別支援加算】・・・加算の算定要件に変更があったため、継続を希望する事業所においては強度行動障害児支援者養成研修修了証の提出が必要。

2 提出書類

様式は県障害福祉課ホームページ「障害者総合支援法・児童福祉法」→「障害児施設・事業者関係窓口」→「障害児施設・事業者指定・報酬等関係新様式集」に掲載しています。

ホームページアドレス：<http://www.pref.okayama.jp/page/268648.html>

・指定障害児支援に要する費用の額の算定に係る体制等に関する届出書(様式第2号)

・障害児通所給付費の算定に係る体制等状況一覧表

・各種加算に係る届出書及びその添付資料(該当がある場合のみ)

※届出が必要な加算、添付書類については、別添「加算等に係る添付書類確認表」を参照。

3 提出部数

2部(正本1部、副本1部)

4 届出をした加算等の適用

届出をした加算等は、報酬改定等制度改正があったことを踏まえ、特例的に平成27年4月サービス提供分から適用とします。

5 提出期限及び提出先

(1) 提出期限：平成27年4月15日(水)

※4月30日までに届出を行った場合も、4月1日から算定可能となりますが、5月請求を希望される場合は15日を期限とします。

(2) 提出先：各事業所を所管する県民局

事業所の所在地	提出先	連絡先
備前県民局管内 (岡山市を除く)	〒703-8278 岡山市中区古京町1-1-17 備前県民局健康福祉課事業者第二班	TEL086-272-3995
備中県民局管内	〒710-8530 倉敷市羽島1083 備中県民局健康福祉課事業者第二班	TEL086-434-7064
美作県民局管内	〒708-0051 津山市椿高下114 美作県民局健康福祉課事業者班	TEL0868-23-1291

6 その他

・5月開始の加算についても、本来の提出期限は4月15日ですが、4月30日までに提出されたものは、受理し、5月1日適用とします。

担当：障害福祉課障害者支援班
TEL：086-226-7345
FAX：086-224-6520

(案)

加算等に係る添付書類確認表 (通所用) (平成27年4月作成)

指定事業者・施設は、給付費等の請求に関する事項で事前の届出が必要なものに変更がある場合については、前月の15日までに受理された場合には翌月1日から、16日以後に受理された場合には翌々月の1日からの算定となります。
(ただし、平成27年4月、5月分については、制度改正による特別があります)

- 【提出する書類】
- 1 費用の額の算定に係る体制届 (様式第2号)
 - 2 障害児通所給付費の算定に係る体制等状況一覧表 (様式第2号別紙)
 - 3 添付書類 (次の表を参考にしてください)

加算等の種類	児童発達支援	医療型児童発達支援	放課後等デイサービス	保育所等訪問支援	体制届	添付書類	H27制度改正内容
栄養士配置加算	センターのみ ○	×	×	×	要	勤務の体制及び勤務形態一覧表、(組織体制図) ・栄養士配置加算及び栄養士アシメント加算に関する届出書 ・資格を証する書類	
食事提供加算	センターのみ ○	○	×	×	不要	-	
家庭連携加算	○	○	○	×	不要	-	
訪問支援特別加算	○	○	○	×	不要	-	
利用者負担上限額管理加算	○	○	○	○	不要	-	
福祉専門職員配置等加算	○	○	○	×	要	勤務の体制及び勤務形態一覧表、(組織体制図) ・福祉専門職員配置等に係る届出書 ・資格を証する書類 ・I型とII型で添付書類が異なります。 (血算で勤続年数要件の場合は、実務経歴証明書)	福祉専門職員の配置割合が高い事業所評価のため、新たな区分の創設
欠席時対応加算	○	○	○	×	不要	-	
特別支援加算	○	○	○	×	要	勤務の体制及び勤務形態一覧表、(組織体制図) ・特別支援加算体制届出書 ・特別支援計画書の様式 ・資格を証する書類	
送迎加算	センター除く ○	○	○	×	不要	-	重心児に対する送迎を行う場合を評価
延長支援加算	○	○	○	×	要	延長支援加算体制届出書 ・児童発達支援計画書の様式	
医療連携体制加算	主たる障害が「重心」以外 ○	×	主たる障害が「重心」以外 ○	×	不要	-	
人工内耳装用児支援加算	主たる障害が「聴覚のみ、かつセンター」 ○	×	×	×	不要	-	
児童発達支援管理責任者専任加算	○	○	○	○	要	勤務の体制及び勤務形態一覧表、(組織体制図) (人員に変更がある場合には変更届等が必要です。)	
指導員加配加算	主たる障害が「重心」以外 ○	×	主たる障害が「重心」以外 ○	×	要	(未定) ・勤務の体制及び勤務形態一覧表、(組織体制図) ・資格を証する書類	児童指導員等一定の要件を満たす職員を加配している場合を評価
児童指導員等配置加算(仮称)	センター及び主たる障害が「重心」以外 ○	×	主たる障害が「重心」以外 ○	×	要	未定 ・勤務の体制及び勤務形態一覧表、(組織体制図) ・資格を証する書類	新規
事業所内相談支援加算(仮称)	○	○	○	×	不要	-	新規
関係機関連携加算(仮称)	○	○	○	×	不要	-	新規
保育職員加配加算(仮称)	○	○	×	×	要	未定 ・勤務の体制及び勤務形態一覧表、(組織体制図) ・資格を証する書類	新規
訪問支援員特別加算(仮称)	○	×	×	○	要	未定 ・勤務の体制及び勤務形態一覧表、(組織体制図) ・資格を証する書類	新規
特別地域加算(仮称)	×	×	×	○	不要	-	新規
福祉・介護職員処遇改善加算I~IV	○	○	○	○	要	別途定める書類	上乗せ評価のため新たな区分創設
福祉・介護職員処遇改善特別加算	○	○	○	○	要	別途定める書類	

※加算に関係する人員が、一体的運用を行う多機能型以外の事業所等と兼務している場合は、その点がわかる組織体制図と、加算に関係する人員の他事業所における従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表(関係する人員のみで可)を添付すること。

事務連絡
平成 27 年 3 月 17 日

都道府県
指定都市 障害保健福祉主管課 (室) 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課

「福祉・介護職員処遇改善加算等に関する取扱い」の送付について

障害保健福祉施策の推進については、日頃より格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成 27 年 3 月 6 日開催の全国障害保健福祉関係主管課長会議資料において、福祉・介護職員処遇改善加算等の取扱いに関し、「具体的な内容については、現在検討中であり、今後、追って連絡する」旨お伝えしていたところですが、今般、別添のとおりに「福祉・介護職員処遇改善加算等に関する取扱い」について送付しますので、各都道府県市におかれましては、管内市区町村、関係団体、関係機関に速やかに情報提供をお願いいたします。

特に、10 頁の「7. 平成 27 年度当初の特例」についてご留意願います。

なお、当該資料については、当該加算の取扱いの考え方を示すものであり、正式な内容については、今後、当該加算に係る通知等によりご連絡いたします。
また、本件に関する照会等については、下記連絡先にメールにてお願いいたします。

(連絡先)

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課 福祉サービス係、評価・基準係
Mail : hyoukakaki.jyun3@mh.lw.go.jp

平成 27 年 3 月 17 日

福祉・介護職員処遇改善加算等に関する取扱い

1. 基本的考え方

- 平成 23 年度まで実施されていた福祉・介護職員処遇改善交付金（以下「交付金」という。）、及び平成 24 年度から実施されている福祉・介護職員処遇改善加算（以下「現加算」という。）による賃金改善（いずれも福祉・介護職員 1 人月額 15,000 円相当。）について、新たに充実した加算（福祉・介護職員 1 人月額 27,000 円相当。以下「新加算」という。）を創設するもの。
- 新加算の創設に伴い、福祉・介護職員処遇改善加算（以下「加算」という。）の取扱いについては、以下のとおりとする。
- なお、福祉・介護職員処遇改善特別加算の取扱いについても、加算の対象となる職種やキャリアパス要件等の届出書に関する事項を除き、同様の取扱いとする。

2. 加算の仕組みと賃金改善の実施

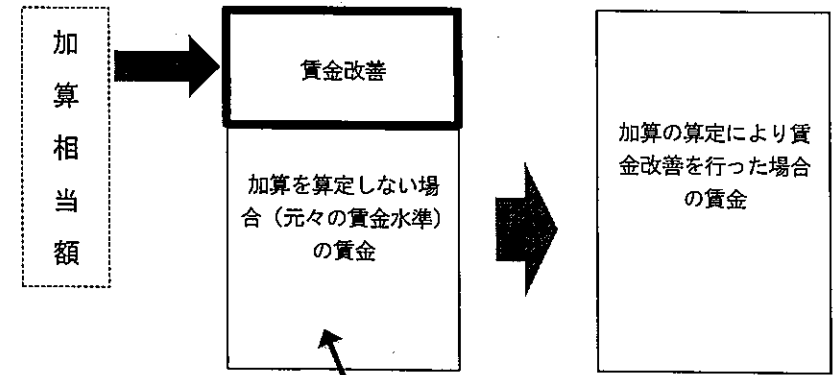
(1) 加算の仕組み

- これまでと同様、事業者は、基本サービス費に各種加算減算を加えた一月当たりの総単位数にサービス別加算率（別添 1）を乗じた単位数を取得する。

(2) 加算の算定額に相当する賃金改善の実施

- 事業者は、加算の算定額に相当する福祉・介護職員の賃金（福祉・介護職員が受け取る基本給、手当、賞与等（退職手当を除く。）のことをいう。以下同じ。）の改善（以下「賃金改善」という。）を実施する。
- 「賃金改善」の考え方は、その時点で賃金を支払っている福祉・介護職員に関して、
 - i 加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額
 - ii 加算を算定しない場合（元々の賃金水準）の賃金の総額の差が、賃金改善の総額となる。

※ 「賃金改善」のイメージ



①加算を算定する直前の時期の賃金水準（交付金による賃金改善の部分を除く）

又は

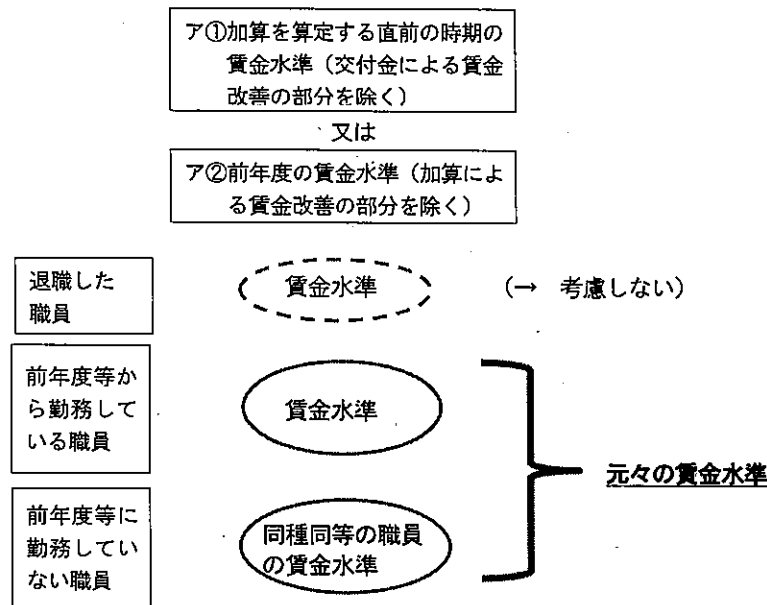
②前年度の賃金水準（加算による賃金改善の部分を除く）

（注 1）「賃金水準」とは、賃金の高さの水準をいう。

（注 2）「元々の賃金水準」とは、

- ア これまで加算を算定している事業所の福祉・介護職員については、
 - ① 加算を算定する直前の時期の賃金水準（交付金を算定していた事業所の福祉・介護職員については、交付金による賃金改善の部分を除いた賃金水準）
 - 又は
 - ② 前年度の賃金水準から、加算の算定による賃金改善の部分を除いた賃金水準のいずれかをいう。また、①又は②の時期に勤務していなかった福祉・介護職員については、当該時期の当該福祉・介護職員と同種同等の職員の賃金水準をいう。
- イ これまで加算を算定していない事業所の福祉・介護職員については、前年度の賃金水準をいう。前年度に勤務していなかった福祉・介護職員については、当該時期の当該福祉・介護職員と同種同等の職員の賃金水準をいう。

※ 元々の賃金水準のイメージ



(注3) 賃金改善の額には、これまでと同様、当該賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。

- これまでと同様、定期昇給等を含めた賃金改善とすることができる。
- 加算については、これまでと同様、事業者がサービスごとの加算率に基づき得た額に相当する賃金改善が行われるものであり、個々の福祉・介護職員に対する具体的な処遇改善の方法については事業者が判断するものであるため、すべての福祉・介護職員の賃金が一律に月額 27,000 円又は 15,000 円引き上がる仕組みではない。
- 今回の改定は、福祉・介護職員の離職率が高いこと、他の職員の賃金に比べて相対的に低い状況にあること等を踏まえて充実したものであることから、加算の対象は、これまでと同様、福祉・介護職員に限るものである。

3. 福祉・介護職員処遇改善計画書の作成

(1) 計画書の記載事項

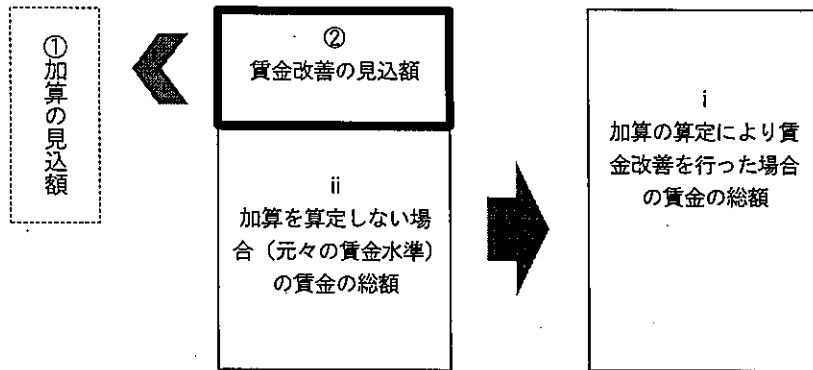
○ 事業者は、福祉・介護職員の賃金改善に要する費用の見込額が、加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画（福祉・介護職員処遇改善計画書。以下「計画書」という。）を策定し、都道府県知事等（障害福祉サービス等事業所の指定権者が都道府県知事である場合は、都道府県知事とし、障害福祉サービス等事業所の指定権者（基準該当サービスの登録先含む。以下同じ。）が市町村長（特別区を含む。以下同じ。）である場合は、市町村長とする。以下同じ。）に届け出ることとし、その記載事項は、以下のとおりとする。

- ① 加算の見込額（計算方法を含め、これまでと同様）
- ② 賃金改善の見込額（以下のとおり見直し）
 - i) 加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額
 - ii) 加算を算定しない場合（元々の賃金水準）の賃金の総額を記載し、i から ii を引いたものを賃金改善の見込額とする。その上で、②の額が①の額を上回るものとする。
- ③ 賃金改善を行う賃金項目（これまでと同様、基本給、手当、賞与等の別を記載）
- ④ 賃金改善実施期間（これまでと同様、原則 4 月から 3 月まで）
- ⑤ 賃金改善を行う方法（これまでと同様、賃金改善の実施時期や一人当たりの賃金改善見込額を、可能な限り具体的に記載）

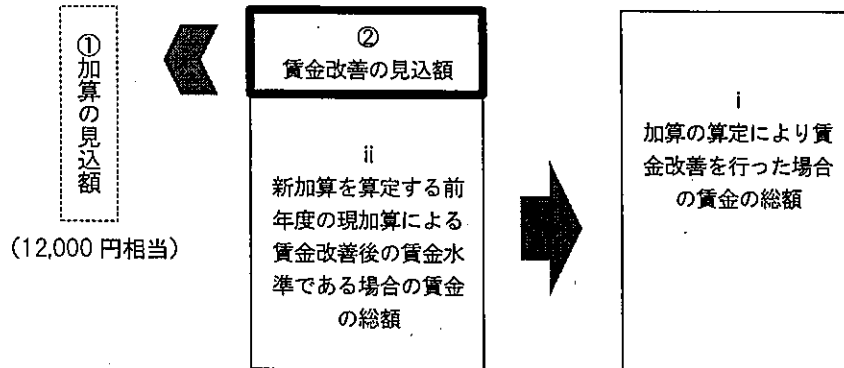
○ ただし、事務の簡素化を図る観点から、現加算を算定している事業者が、新加算を算定する場合には、上記①、②について、次の①、②とすることができる。

- ① 新加算のうち、上乘せとなる 12,000 円相当分の見込額
(12,000 円相当分の加算率（加算 I と加算 II の差）を用いて算出)
- ② 現加算と比べた場合の賃金改善の見込額
 - i) 新加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額
 - ii) 新加算を算定する前年度の現加算による賃金改善後の賃金水準（前年度に勤務していなかった福祉・介護職員については、当該福祉・介護職員と同種同等の職員の賃金水準）である場合の賃金の総額を記載し、i から ii を引いたものを賃金改善の見込額とする。その上で、②の額が①の額を上回るものとする。

※ 計画書における「賃金改善の見込額」等のイメージ



(現加算を算定している事業者が、新加算を算定する場合、次でも可)



(2) キャリアパス要件等届出書等について

- 新加算を算定する事業者は、キャリアパス要件の一と二の両方に適合し、また、職場環境等要件（旧定量的要件をいう。以下同じ。）として平成27年4月以降に実施する処遇改善（賃金改善を除く。）の内容を記載した「キャリアパス要件等届出書」を都道府県知事等に届け出ることとする。
- 職場環境等要件として実施する処遇改善（賃金改善を除く。）として考えられる内容については、（別添2）のとおりである。
- なお、これまでと同様、加算により得た額に相当する賃金改善が必要であり、職場環境等要件を満たすことやその他の経費については賃金改善の総額に含まれない。
- その他、必要書類（就業規則、労働保険に加入していることが確認できる書類）の添付、複数の事業所を有する事業者の一括作成の特例については、これまでと同様の取扱いとする。

4. 賃金改善の実績報告

○ 事業者は、事業年度ごとに処遇改善に関する実績を都道府県知事等に報告することとし、その記載事項は、以下のとおりとする。

- ① 加算の総額（これまでと同様）
- ② 賃金改善実施期間（これまでと同様）
- ③ ②の期間における次の事項（これまでと同様）
 - ア 福祉・介護職員常勤換算数の総額
 - イ 福祉・介護職員に支給した賃金総額
 - ウ 福祉・介護職員一人当たり賃金月額
- ④ 実施した賃金改善の方法（これまでと同様、「基本給を福祉・介護職員平均で〇〇円改善した」など、具体的に記載）

⑤ ④の実施に要した費用の総額（以下のとおり見直し）

- i) 加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額（③のイ）
- ii) 加算を算定しない場合（元々の賃金水準）の賃金の総額

を記載し、i から ii を引いたものを賃金改善の実施に要した費用の総額とする。

その上で、⑤の額が①の額を上回るようにする。（仮に、下回る場合には、これまでと同様、事業者は福祉・介護職員に一時金等により追加で支払い、⑤の額が①の額を上回るようにする。）

⑥ 福祉・介護職員1人当たり賃金改善額（月額平均）（これまでと同様、⑤の額を③アで除して得た額を記載）

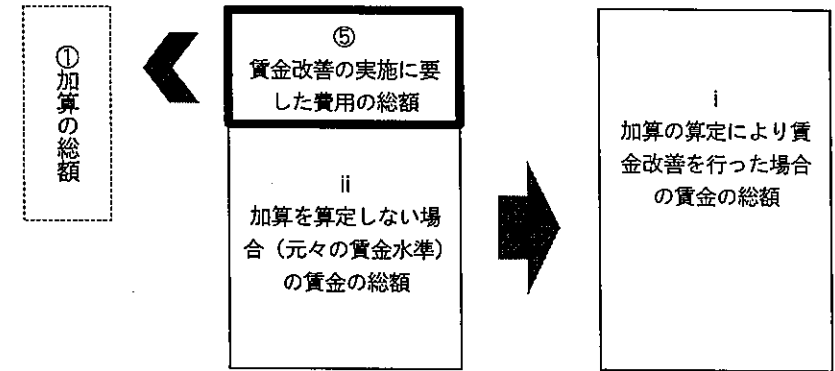
○ ただし、事務の簡素化を図る観点から、現加算を算定している事業者が、新加算を算定する場合には、上記①、⑤について、次の①、⑤とすることができる。

- ① 新加算のうち、上乗せとなる12,000円相当分の総額
（12,000円相当分の加算率（加算Ⅰと加算Ⅱの差）を用いて算出）
- ⑤ 現加算と比べた場合の賃金改善の実施に要した費用の総額
 - i 新加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金の総額（③イ）
 - ii 新加算を算定する前年度の現加算による賃金改善後の賃金水準（前

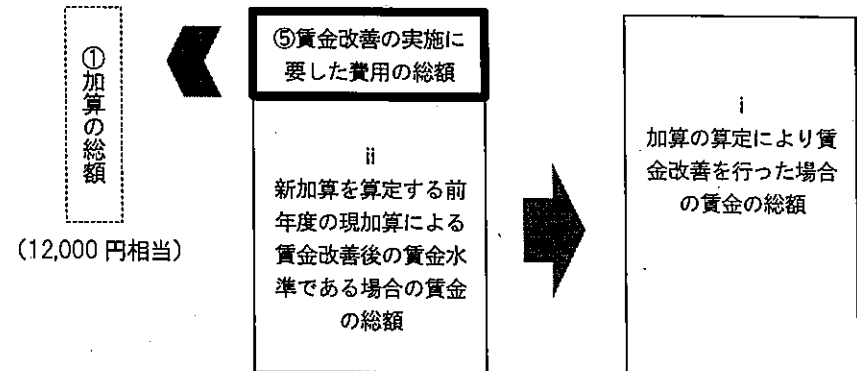
年度に勤務していなかった福祉・介護職員については、当該福祉・介護職員と同種同等の職員の賃金水準）である場合の賃金の総額を記載し、i から ii を引いたものを賃金改善の実施に要した費用の総額とする。

その上で、⑤の額が①の額を上回るようにする。（仮に、下回る場合には、これまでと同様、事業者は福祉・介護職員に一時金等により追加で支払い、⑤の額が①の額を上回るようにする。）

※ 報告書における「賃金改善の実施に要した費用の総額」等のイメージ



（現加算を算定している事業者が、新加算を算定する場合、次でも可）



5. 都道府県知事等への変更等の届出

- これまでと同様、福祉・介護職員処遇改善計画書等で届け出た内容に変更がある場合（会社法による合併や事業所の増減等の場合）には、都道府県知事等へ変更の届出を行うこととする。
 - また、事業の継続を図るために、福祉・介護職員の賃金水準（加算による賃金改善分を除く。）を引き下げた上で賃金改善を行う場合には、以下について確認できる書類（特別な事情に係る届出書（別添3）。以下「届出書」という。）を、都道府県知事等に届け出ることとする。
 - （1）当該事業所を含む当該法人の収支（障害福祉サービス等事業に限る。）について、サービス利用者数の大幅な減少などにより経営が悪化し、一定期間にわたり収支が赤字である、資金繰りに支障が生じるなどの状況にあること
 - （2）賃金水準の引下げの内容
 - （3）経営及び賃金水準の改善の見込み
 - （4）賃金水準を引き下げることについて、適切に労使の合意を得るなど必要な手続きをとっていること
 - 賃金水準を引き下げた後に、（1）の状況が改善した場合には、賃金水準を引下げ前の水準に戻すこととする。
また、賃金水準を引き下げている間は、毎年度の計画書を提出する際に、届出書を再度届け出ることとする。
 - 届出に当たり適切に労使の合意等を得ていないこと、届出書を提出していないこと、（1）の状況が改善したにも関わらず賃金水準を引下げ前の水準に戻していないこと等について、悪質と認められる場合には、当該加算分の返還を求めることとする。
- ※ 年度末までに結果として計画通りに賞与等が支払えなくなり、賃金水準を引き下げた上で賃金改善を行う場合には、その時点で届出書を提出する取扱い。

6. 賃金改善についての職員への周知

- 賃金改善を行う方法については、その内容（賃金改善の対象者、支払いの時期、要件、額等）について計画書等を用いて職員に周知することとする。
- 福祉・介護職員から加算に係る賃金改善に関する照会があった場合は、当該職員についての賃金改善の内容について、書面を用いるなど分かりやすく回答することとする。

7. 平成27年度当初の特例

- 本年4月から加算の算定を受けようとする事業者については、同年4月15日までに加算に係る計画書の案を都道府県知事等に届け出ることとし、同年4月末までに計画書及び必要な添付書類を確定させた上で届け出なければならないこととする。

8. 加算の執行における指導監督業務の適切な実施について

- 他の報酬と同様、加算についても、事業者において適切な請求、執行がなされるよう、指定権者において、適切かつ厳正な指導監督を行うようお願いする。その際の留意点については別途お示しする。
- 加算を算定する事業者は、賃金台帳等により、加算に係る支払い状況を適切に記録し保存することとする。

9. 加算の広報について

- 都道府県等におかれては、リーフレットの活用等により、新加算の趣旨を周知し、新加算の申請が適切に行われるようお願いする。（リーフレットの電子媒体については、別途送付する。）

(別添1)

福祉・介護職員処遇改善加算等のサービス別加算率

サービス名	福祉・介護職員処遇改善加算		福祉・介護職員 処遇改善特別加算
	(I)	(II)(注)	
居宅介護	22.1%	12.3%	4.1%
重度訪問介護	14.0%	7.8%	2.6%
同行援護	22.1%	12.3%	4.1%
行動援護	18.5%	10.3%	3.4%
療養介護	2.5%	1.4%	0.5%
生活介護	3.1%	1.7%	0.6%
重度障害者等包括支援	1.8%	1.0%	0.3%
施設入所支援	5.0%	2.8%	0.9%
自立訓練(機能訓練)	4.1%	2.3%	0.8%
自立訓練(生活訓練)	4.1%	2.3%	0.8%
就労移行支援	4.9%	2.7%	0.9%
就労継続支援A型	4.0%	2.2%	0.7%
就労継続支援B型	3.8%	2.1%	0.7%
共同生活援助(指定共同生活援助)	5.4%	3.0%	1.0%
共同生活援助(外部サービス利用型 指定共同生活援助)	12.4%	6.9%	2.3%
児童発達支援	5.6%	3.1%	1.0%
医療型児童発達支援	10.6%	5.9%	2.0%
放課後等デイサービス	5.9%	3.3%	1.1%
保育所等訪問支援	5.8%	3.2%	1.1%
福祉型障害児入所施設	4.5%	2.5%	0.8%
医療型障害児入所施設	2.5%	1.4%	0.5%

(注) 福祉・介護職員処遇改善加算(III)は、福祉・介護職員処遇改善加算(II)の90/100を算定。

福祉・介護職員処遇改善加算(IV)は、福祉・介護職員処遇改善加算(II)の80/100を算定。

* 短期入所(併設型・空床利用型)については、本体施設の加算率を適用することとし、短期入所(単独型)については、生活介護の加算率を適用する。

* 障害者支援施設が行う日中活動系サービスについては、施設入所支援の加算率を適用する。

* 計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援については加算算定の対象外。

(別添2)

職場環境等要件

資質の向上	<ul style="list-style-type: none"> 働きながら介護福祉士等の資格取得を目指す者に対する実務者研修や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援(研修受講時の他の福祉・介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む。) 研修の受講と人事考課との連動 小規模事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度の構築 キャリアパス要件に該当する事項(キャリアパス要件を満たしていない障害福祉サービス等事業者に限る。) その他
職場環境・ 処遇の改善	<ul style="list-style-type: none"> 新人福祉・介護職員の早期離職防止のためのエルダー・メンター(新人指導担当者)制度等の導入 管理者の労働・安全衛生法規、休暇・休職制度に係る研修受講等による雇用管理改善対策の充実 ICT活用(支援内容や申し送り事項の共有(事業所内に加えタブレット端末を活用し訪問先でアクセスを可能にすること等を含む。))による福祉・介護職員の事務負担の軽減、個々の利用者へのサービス履歴・訪問介護員の出勤情報管理によるサービス提供責任者のシフト管理に係る事務負担の軽減、利用者情報蓄積による利用者個々の特性に応じたサービス提供等)による業務省力化 福祉・介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットやリフト等の介護機器等の導入 子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度等の充実、事業所内保育施設の整備 ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化 健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備 その他
その他	<ul style="list-style-type: none"> 中途採用者(他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等)に特化した人事制度の確立(勤務シフトの配慮、短時間正規職員制度の導入等) 障害を有する者でも働きやすい職場環境の構築や勤務シフトの配慮 非正規職員から正規職員への転換 職員の増員による業務負担の軽減 その他

(別添3)

別紙様式〇

特別な事情に係る届出書（平成〇〇年度）

事業所等情報

事業所番号										
-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

事業者・開設者	フリガナ			
	名称			
事業所等の名称	フリガナ	提供するサービス		
	名称			

1. 事業の継続を図るために、福祉・介護職員の賃金水準を引き下げる必要がある状況について

当該事業所を含む当該法人の収支（障害福祉サービス等事業に限る。）について、サービス利用者数の大幅な減少などにより経営が悪化し、一定期間にわたり収支が赤字である、資金繰りに支障が生じるなどの状況について記載

※ 当該状況を把握できる書類を提出し、代替することも可。

2. 賃金水準の引下げの内容

3. 経営及び賃金水準の改善の見込み

※ 経営及び賃金水準の改善に係る計画等を提出し、代替することも可。

4. 賃金水準を引き下げることに付いて、適切に労使の合意を得ていること等について

労使の合意の時期及び方法等について記載

平成 年 月 日 (法人名)
(代表者名)

印

メールアドレス登録のお願い

皆様に緊急の情報をお知らせしたり、報告様式等をファイル形式で送付させていただくため、メールアドレスの登録をお願いします。

未登録の事業所・施設は、パソコンなどIT環境を整備の上、速やかに登録してください。

j-shien@pref.okayama.jp

上のアドレスに次の情報を送信してください。

- 1 登録する事業所・施設の名称
1つのアドレスで複数の事業所や法人の全事業所の登録をすることもできます。
- 2 送信を担当した方の所属、お名前、連絡電話番号

※ メールアドレスはメールに表示されるので記入不要

登録を変更する場合も同様にしてください。